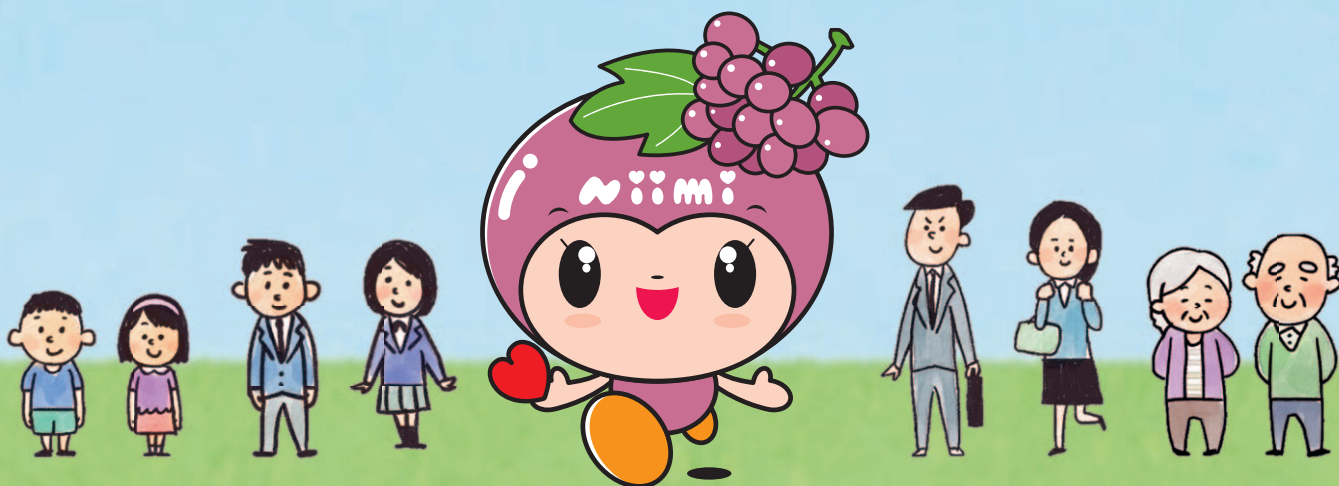


第3次新見市地域福祉活動計画

計画期間:令和2年度～令和5年度(4力年間)

にこにこ
いきいき
みんなでつくり
やさしいまち



新見市社協イメージキャラクター
「ピオーラちゃん」

～地域共生社会の実現に向けて～



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会
会長 逸見 孝明

地域共生社会の実現に向けて

新見市社会福祉協議会では、これまで、平成21年3月に「第1次新見市地域福祉活動計画」を、続いて平成27年3月に「第2次新見市地域福祉活動計画」を策定し、「にこにこいきいき みんなでつくろう やさしいまち」の基本理念に基づき、地域の皆様とともに支え合いや助け合いのできる地域づくりを進めてまいりました。

第1次計画から10年が経過し、本市では、人口減少が一段と進行し、地域の福祉課題も複雑・多様化している中、日頃からの見守りや助け合い、地域における人と人のつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らすことのできる地域を創っていくことが求められています。

今回策定いたしました「第3次新見市地域福祉活動計画」は、令和5年度までを計画期間とし、これまでの基本理念を引き継ぎ、相談支援の充実や居場所づくりなどの推進、生活困窮者への支援や権利擁護の推進、支えあいの組織づくりなど、人口減少下にあっても、お互いに支え合い・助け合い、そして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

本計画は、新見市が策定された地域福祉計画と連携・協働しており、市民の皆様をはじめ、行政や関係機関と一緒に各事業に取り組み、新見市の地域福祉を推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重に審議を重ねていただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、広く貴重なご意見をいただきました皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の位置づけ	1
(1) 社会福祉法と地域福祉活動計画との関係	1
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の策定体制と方法	4
(1) 新見市地域福祉活動計画策定委員会による検討	4
(2) 第2次新見市地域福祉活動計画の評価	4
(3) 地域福祉に関する課題やニーズの把握について	4
(4) パブリックコメントの実施	5
(5) 推進チーム会議・作業部会	5

第2章 新見市の現状

第1節 新見市の概要	6
(1) 地勢と交通	6
(2) 人口の推移	6
(3) 世帯数の推移	7
第2節 地域福祉の現状	8
(1) 支援を必要とする人の現状	8
(2) 地域福祉を支える人の現状	13

第3章 第2次新見市地域福祉活動計画に基づいた取組の成果と課題

14

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	16
第2節 計画の基本目標	16
第3節 計画の体系	18

第5章 基本目標ごとの取組	19
第6章 相談支援体制と地域福祉のすがた	29
第7章 計画の推進	
第1節 計画の推進	32
第2節 計画の進捗管理と評価	32
第3節 P D C Aサイクルによる計画の推進	32
資料編	33
資料1 新見市地域福祉計画に関するアンケート調査結果の抜粋	33
資料2 第2次新見市地域福祉活動計画の取組	45
資料3 第3次新見市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	52
資料4 第3次新見市地域福祉活動計画策定委員名簿	53
資料5 第3次新見市地域福祉活動計画策定経過	54
資料6 用語解説	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

新見市社会福祉協議会(以下「本会」)では、人口減少、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化により、家族の絆や地域のつながりが希薄化している中、複雑多岐にわたる地域の福祉課題に対応するため、平成27年3月に、「にこにこいきいき みんなでつくろうやさしいまち」を計画の基本理念に第2次新見市地域福祉活動計画を策定しました。この計画に基づき地域福祉の中核機関として、複雑多様化した生活課題に対応するための相談体制の整備を行うとともに、地域での見守り・ふれあい・助けあい活動の充実や、福祉課題解決に向けた協議の場を設け、新たな活動創出と、地区社会福祉協議会機能の強化に努めてまいりました。

しかし、本市では人口減少が一段と進行し、高齢者世帯が増加する中、地域住民同士のつながりや、家族力の低下により、社会的孤立や経済的困窮などの公的な制度や施策だけでは補うことができない福祉課題も改めて浮き彫りになっています。また近年頻発する災害時の経験を通して、日頃の見守りや地域での助けあいの重要性を再認識することとなり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らすことのできる地域を創っていく必要があります。

こうしたことから、本会では第2次新見市地域福祉活動計画の成果を踏まえるとともに、新見市が第2期新見市地域福祉計画策定にあたり実施した新見市地域福祉計画に関するアンケート調査・福祉団体に対するアンケートの結果、及び平成29年改正社会福祉法の理念や、全国社会福祉協議会が示す「社協・生活支援活動強化方針」などに基づき、地域共生社会の実現に向け様々な福祉課題に対応した第3次新見市地域福祉活動計画を策定いたします。

第2節 計画策定の目的

すべての市民が、住み慣れた地域で、家族や隣近所との関係性を保つとともに、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支えあうことによって、安心した生活を送ることが重要です。

そのためには、住民同士の支えあいによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が必要とされます。

本計画は、地域福祉に関連する施策を推進するとともに、そのための仕組づくりを通して、幅広い地域住民や事業者などの参加と協働のもとに、安心して暮らせる地域共生社会を実現することを目的とします。

第3節 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法と地域福祉活動計画との関係

社会福祉法において、地域福祉の推進は地域住民をはじめとし、社会福祉を目的とした事業を

行う者などが協力して行うものと定められています。

本計画は地域福祉を推進する団体として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって、地域住民や地域の様々な機関・団体などと一緒に、福祉のまちづくりを進めていくための指針となるものであり、民間組織としての柔軟性を活かした事業を実施、推進していくための活動・行動計画となります。

社会福祉法における地域福祉の推進と、社会福祉協議会の位置づけは次のようになります。

■資料：社会福祉法（抜粋）■

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第2項略

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第2項以下略

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

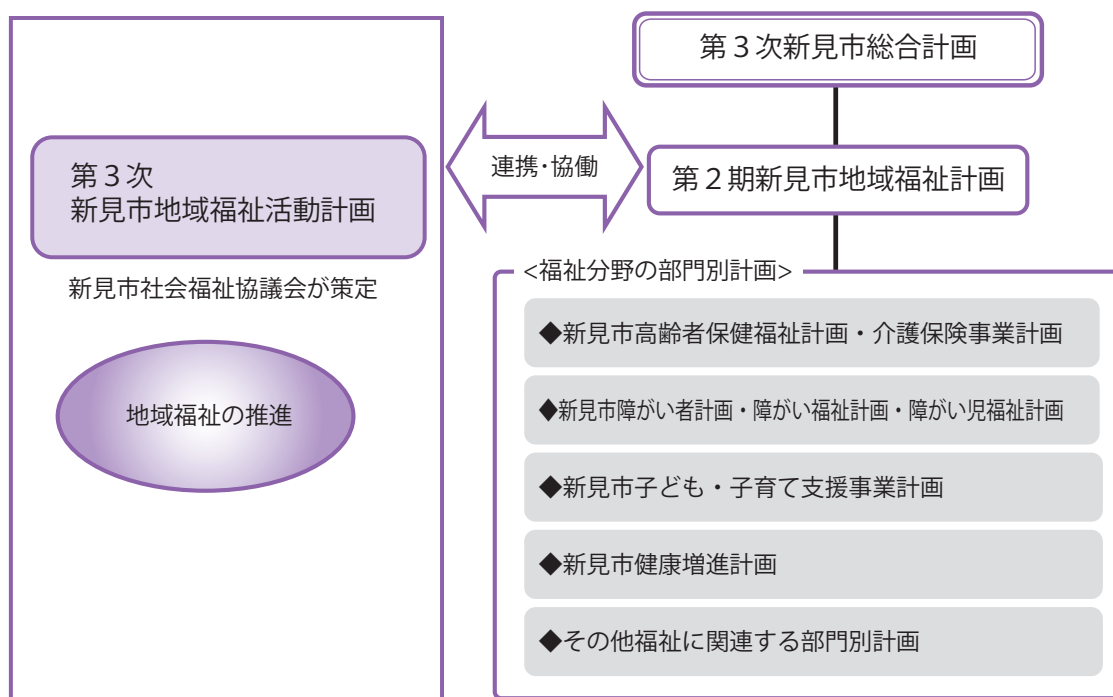
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主導で、市民、関係団体、関係機関などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的として策定する民間の「活動・行動計画」です。次代に必要な地域福祉のニーズへの対応や、新見市の福祉課題の解決をめざして、市民や関係団体が行う様々な活動を組織的・体系的に推進することを目的とし、年度ごとの取組を定めるものです。

本計画は、新見市が策定している第2期新見市地域福祉計画と整合性を保ちながら一体的に推進することで、地域福祉のさらなる向上を目指すものです。

■計画の位置づけ■

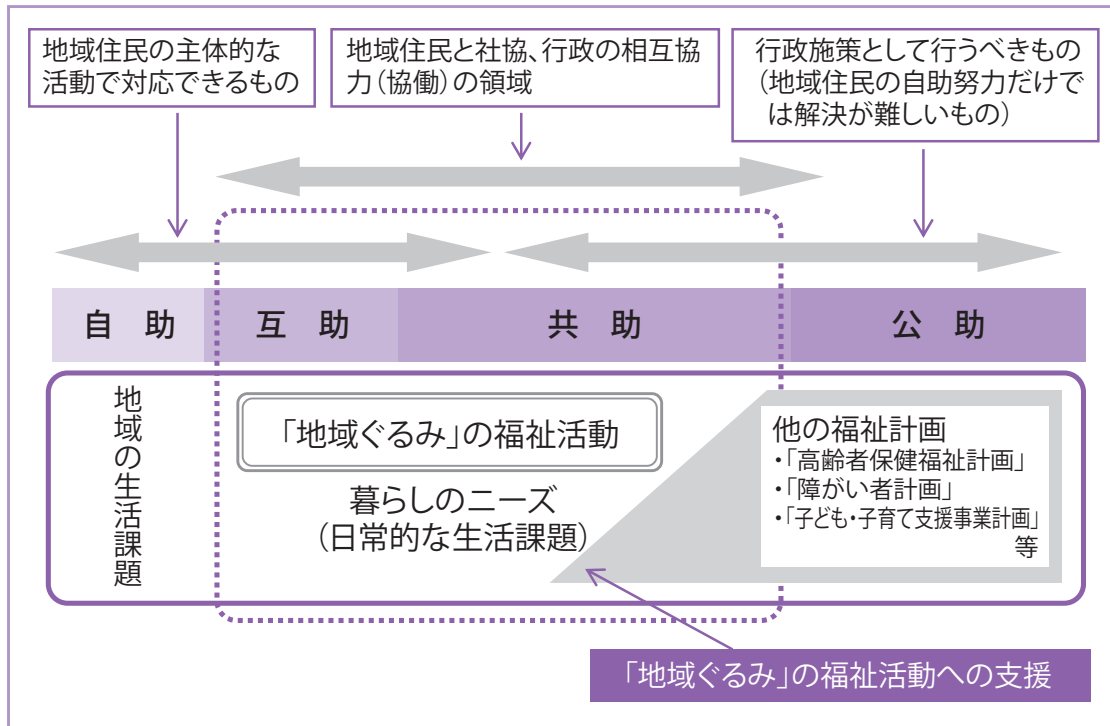
新見市社会福祉協議会（民間計画）

新見市（行政計画）



■地域福祉の概念■

自助・互助・共助・公助の関係性



第4節 計画期間

本計画の計画期間は、第2期新見市地域福祉計画と整合性を持たせるため令和2年度から令和5年度までの4カ年とします。なお、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

第5節 計画の策定体制と方法

(1) 新見市地域福祉活動計画策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「新見市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する活動の推進について協議するとともに、その意見を計画に反映しました。

(2) 第2次新見市地域福祉活動計画の評価

第2次新見市地域福祉活動計画事業評価委員会において5年間の事業評価を行い、第3次新見市地域福祉活動計画策定に反映しました。

(3) 地域福祉に関する課題やニーズの把握について

- ①新見市が第2期新見市地域福祉計画策定にあたり、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する考えなどを把握することを目的に実施した新見市地域福祉計画に関する

アンケート調査や、福祉団体に対するアンケートの結果を基礎資料としました。

②平成27年度から各地域で実施している小地域ケア会議や、福祉連絡会での意見、及び地区社協等の代表者を中心としたワークショップを実施し、取組の方向性の参考にしました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、より広く市民の意見を聴取しました。

- ・期 間 令和2年3月6日～令和2年3月25日
- ・方 法 本会（本所・各支所）に計画（案）閲覧場所の設置
本会のホームページに公開

(5) 推進チーム会議・作業部会

本会の中堅職員による推進チーム会議を中心に、若手職員も含めた作業部会において、取組内容について職員全員で協議し計画策定を推進しました。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会				●					●		●
事業評価委員会									●		
アンケート						一般		団体			
ワークショップ								●			
パブリックコメント											▶
推進チーム会議	▶										
作業部会							▶				



←ワークショップ
(小地域ケア会議全体会)の様子

第2章 新見市の現状

第1節 新見市の概要

(1) 地勢と交通

新見市は、岡山県の西北端に位置し、三大河川の1つである高梁川の源流域でもあります。南は高梁市、東は真庭市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

本市の面積は793.29km²で岡山県の11.2%を占めており、全域が中国山地の脊梁地帯に属するため、起伏の多い地形であり、総面積の86.1%にあたる682.69km²を森林が、3.9%にあたる30.60km²を耕地が占めています。

本市には、近畿方面と広島・九州方面を結ぶ中国自動車道が通り、米子方面と岡山・倉敷方面を結ぶ国道180号が南北に走るとともに、国道182号、県道新見勝山線が東西に走っています。あわせて、本市にはJR伯備線、JR姫新線及びJR芸備線が通っており、新見駅がそれらの結節点となっているなど、交通の要衝となっています。また、本市の公共交通の中心となっている路線バスは、民間事業者の路線バスと市営バスが運行していますが、利用者は全体的に減少傾向にあります。

(2) 人口の推移

住民基本台帳による平成31年4月1日現在の総人口は、29,294人となっています。平成30年からは3万人を割り込みました。年齢3区分別人口で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続いているほか、老年人口でも平成28年をピークに高止まり傾向にあります。高齢化率(老年人口比率)は平成31年4月1日現在で41.2%と、高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

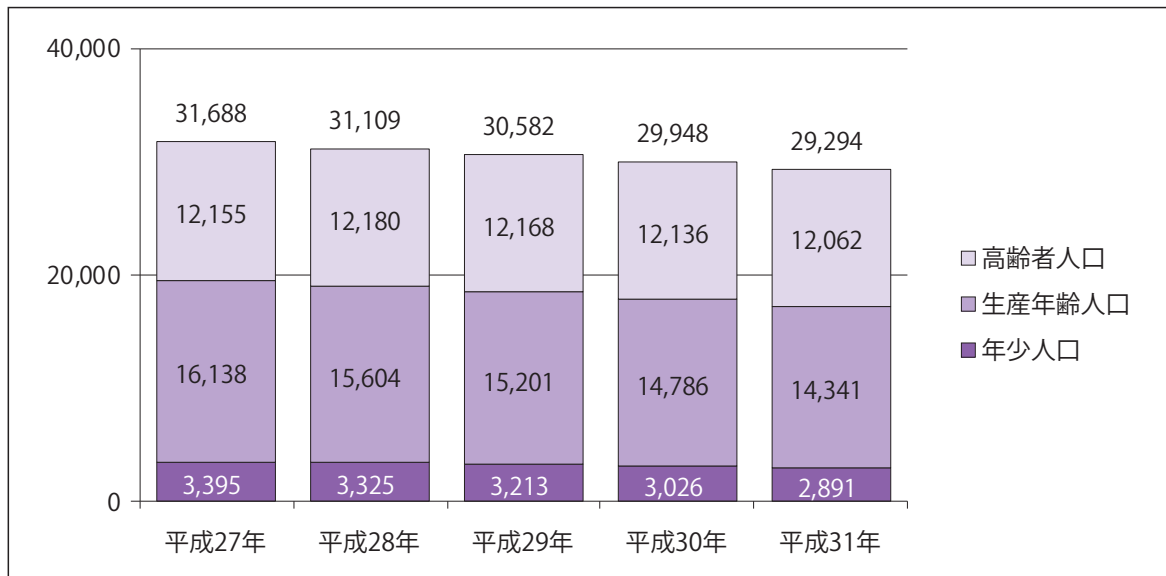
単位：人、%

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (15歳未満)	人口	3,395	3,325	3,213	3,026	2,891
	(構成比)	10.7	10.7	10.5	10.1	9.9
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	16,138	15,604	15,201	14,786	14,341
	(構成比)	50.9	50.2	49.7	49.4	49.0
高齢者人口 (65歳以上)	人口	12,155	12,180	12,168	12,136	12,062
	(構成比)	38.4	39.1	39.2	40.5	41.2
総人口		31,688	31,109	30,582	29,948	29,294

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■新見市の人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（3）世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成27年には12,993世帯でしたが、平成31年には12,732世帯と減少傾向で推移しています。平均世帯人員数をみると、平成27年には2.44人となっていたが、平成31年には2.30人と減少傾向を示しており、核家族化、独居世帯の増加が進行していることがうかがえます。

■世帯数の推移■

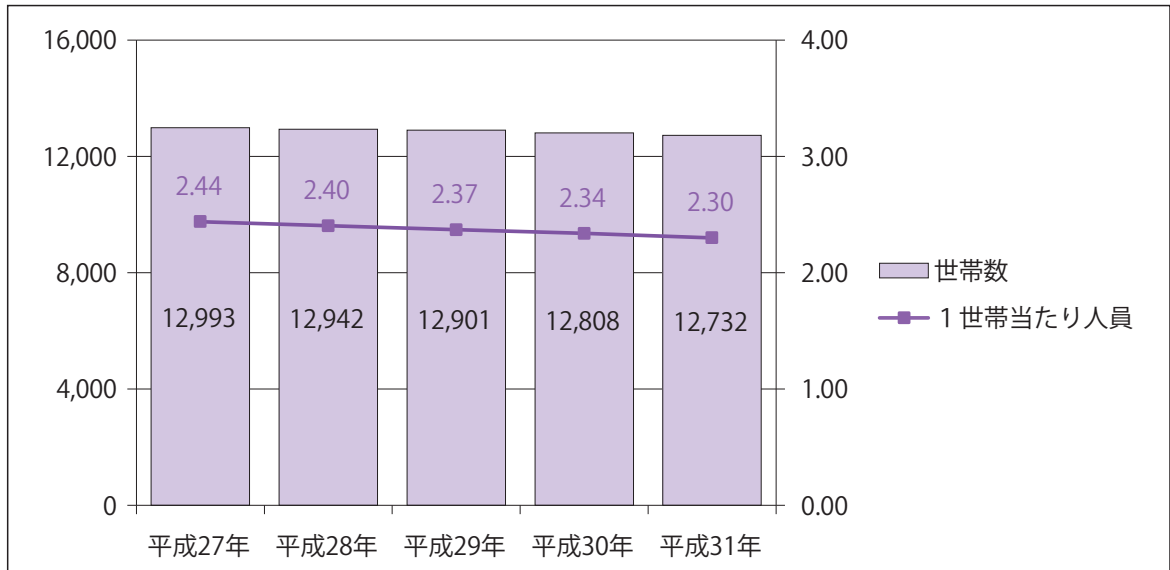
単位：世帯、人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	31,688	31,109	30,582	29,948	29,294
世帯数	12,993	12,942	12,901	12,808	12,732
平均世帯人員数	2.44	2.40	2.37	2.34	2.30

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2節 地域福祉の現状

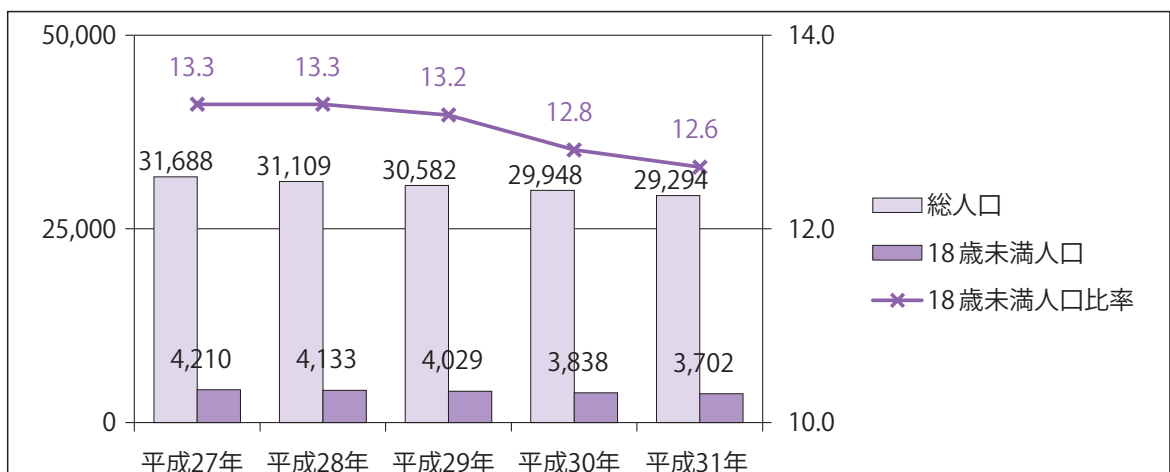
(1) 支援を必要とする人の現状

①子ども・子育て世代

本市に居住する18歳未満の人口は平成31年4月1日現在、3,702人となっており、全人口のうち12.6%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率ともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%

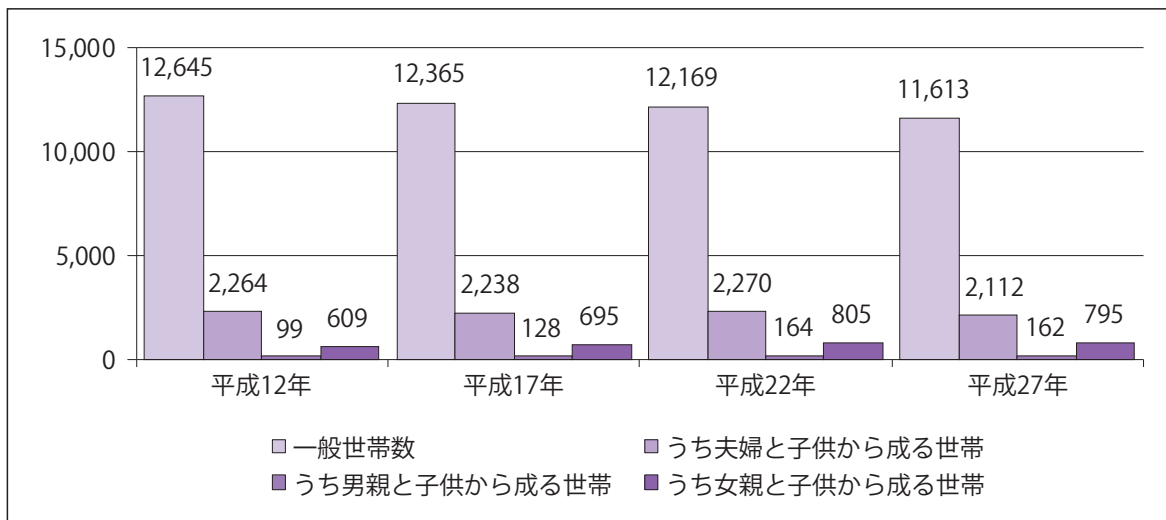


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、子どものいる世帯数についてみると、一般世帯数が減少している一方で、「うち男親と子供から成る世帯」は増加していることがわかります。また、「うち女親と子供から成る世帯」も平成22年以降800世帯程度で横ばいとなっており、社会的支援の重要性が高まっていることが想定されます。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：人



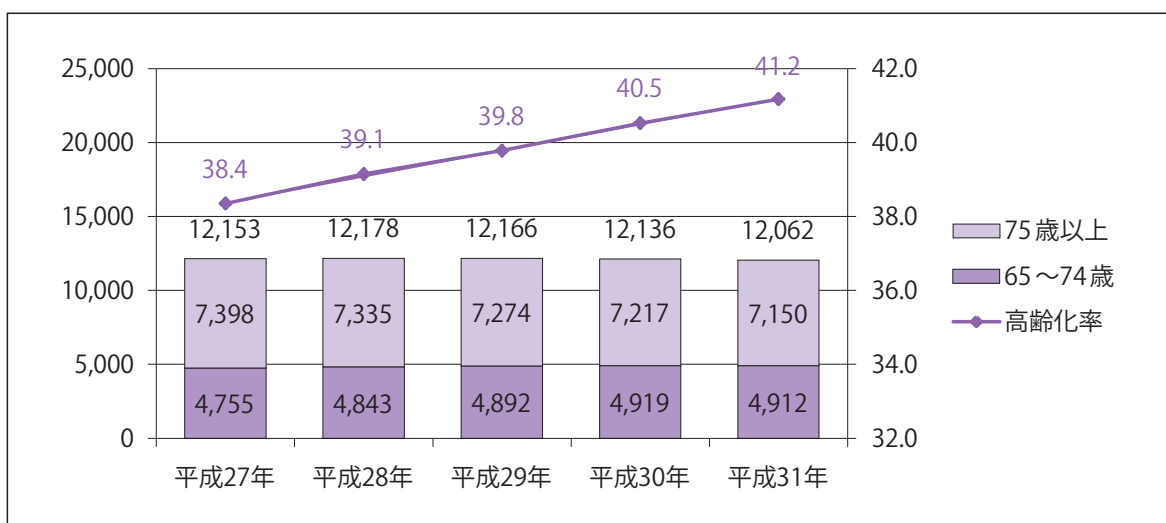
資料：国勢調査

②高齢者

高齢者数の推移をみると、平成27年以降は12,000人台で高止まり傾向を示しています。高齢化が進んでおり、平成30年以降は高齢化率が40%を突破しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

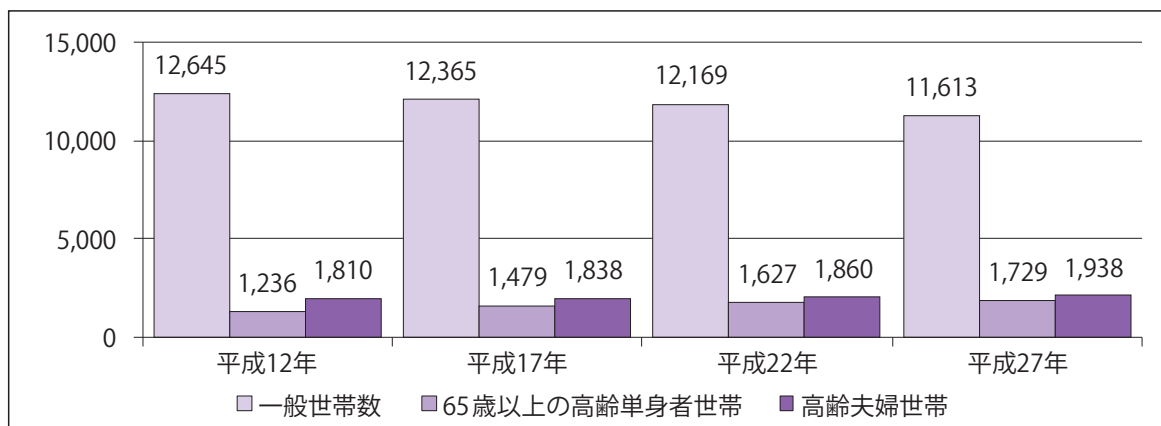


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化に伴って「うち65歳以上の高齢単身者世帯」、「うち高齢夫婦世帯」はともに増加傾向にあります。高齢者の孤立を防ぐための取組の重要性が高まっており、何らかの支援を必要とする人は今後も増加することが想定されます。

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯



資料：国勢調査

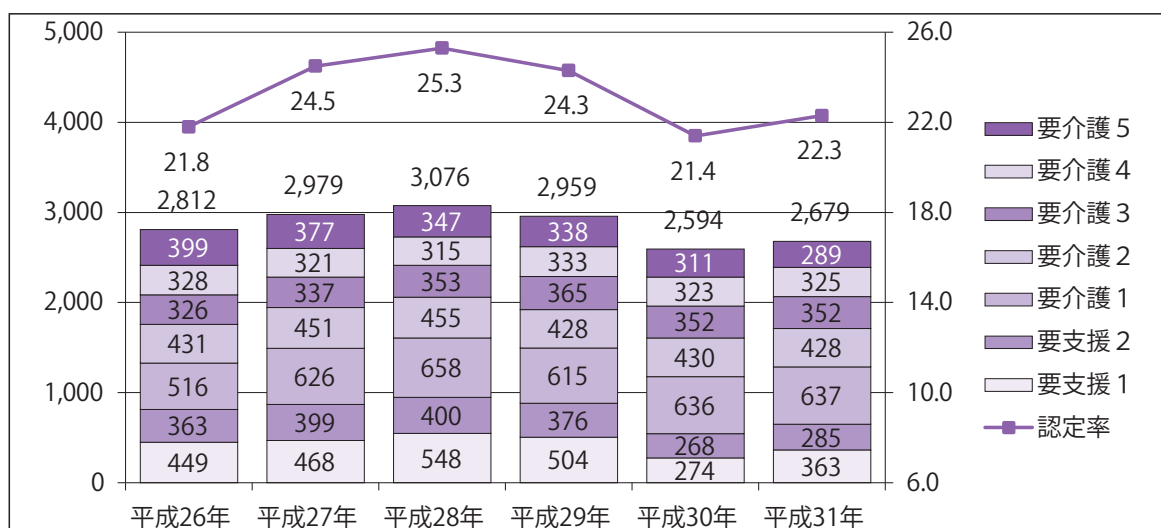
平成26年度から平成31年度における要介護（要支援）認定者数についてみると、要介護（要支援）認定者数は高止まり傾向を示していることがわかります。特に「要介護1」以上の人数はこの数年で大きな変化がなく、横ばいとなっています。

認定率でみると、平成26年度以降はいずれも20%を超えており、平成28年度には25.3%まで上昇しましたが、その後は下落しています。

2025年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることを見込まれることから、要介護（要支援）認定者数は今後増加する可能性が高いと言えます。

■要介護（要支援）認定者数の推移■

単位：人、%



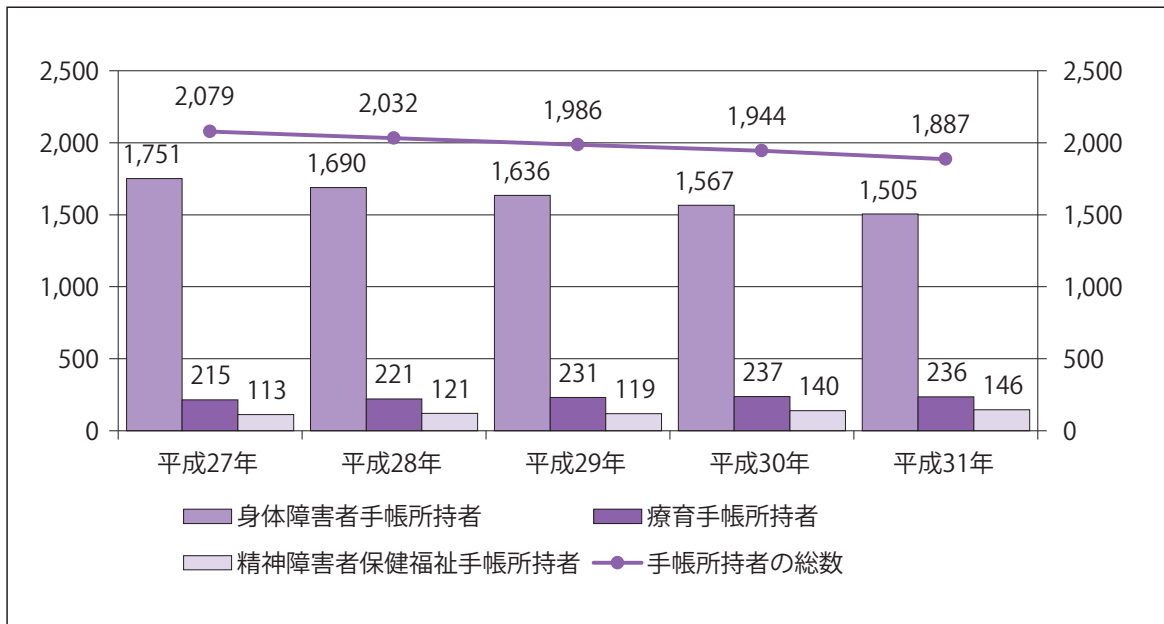
資料：地域包括ケアシステム見える化システム（各年4月1日）

③障がい者

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、減少傾向にあることがわかります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：新見市福祉課（各年4月1日）

また、手帳所持者の年齢構成をみると、平成30年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は1%未満となっており、身体障害者手帳所持者のほとんどを18歳以上の障がい者が占めています。また、65歳以上の身体障害者手帳所持者が約82.4%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。

療育手帳所持者は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、その大半は18～64歳となっていますが、18歳未満及び65歳以上でも増加傾向がうかがえます。

■障害者手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
身体障害者 手帳所持者	18 歳未満	17	17	16	15	13
	18 ～ 64 歳	317	300	280	265	252
	65 歳以上	1,417	1,373	1,340	1,287	1,240
	計	1,751	1,690	1,636	1,567	1,505
療育手帳 所持者	18 歳未満	38	40	46	48	44
	18 ～ 64 歳	152	156	157	160	162
	65 歳以上	25	25	28	29	30
	計	215	221	231	237	236
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	18 歳未満	4	3	3	3	5
	18 ～ 64 歳	89	100	99	114	116
	65 歳以上	20	18	17	23	25
	計	113	121	119	140	146

資料：新見市福祉課（各年 4 月 1 日）

④その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護世帯数は減少傾向を示しています。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員■

単位：世帯、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
世帯数	203	188	176	167	163
人員	239	218	210	190	190

資料：新見市福祉課（各年 4 月 1 日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のとおりです。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自殺者数	6	14	7	5
自殺死亡率	19.0	45.7	23.2	16.9

資料：厚生労働省「人口動態統計」より岡山県備北保健所作成。

※自殺死亡率は人口 10 万人対の数値。

(2) 地域福祉を支える人の現状

① 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員数はこの5年間で変化していません。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員数の推移 ■

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人員	133	133	133	133	133

資料：新見市福祉課（各年 4 月 1 日）

② ボランティア団体

ボランティア団体数はこの数年で変化していませんが、所属する人数が減少しています。また、個人ボランティアも減少傾向にあります。

■ ボランティア数の推移 ■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
グループ	団体数	4	4	4	4	4
	所属する人数	329	274	272	266	274
個人		45	53	47	18	19
登録人数の合計		374	327	319	284	293

資料：新見市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）



第3章 第2次新見市地域福祉活動計画に基づいた取組の成果と課題

第2次新見市地域福祉活動計画における取組を踏まえ成果と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

基本目標1 福祉の心を育てよう

- 活動目標（1）市民の福祉意識の啓発
- 活動目標（2）地域福祉を担う人材育成・活動支援
- 活動目標（3）ボランティア活動への参加促進

子どもの頃から福祉に関心を持つ機会を作るため、市内全小学校において「ちょボラ運動」を展開するとともに、体験型の出前福祉教室や中高生を対象とした「夏のボランティア体験事業」の実施、あるいは幅広い対象者への募金活動等を行い、福祉意識の向上のための取組を推進しました。

また、傾聴ボランティアを養成し、訪問を希望する高齢者等への派遣を行うとともに、二年続いた豪雨災害を通して住民同士の日頃のつながりの大切さ等について再認識し、「災害に強い地域づくり講座」の開催等により、住民の福祉意識の啓発にも取り組みました。

しかし、福祉大会が1回のみ開催であったことや、青壮年層への福祉意識の啓発の機会あるいは災害時に対応できるボランティアの養成が不十分であったことから、今後は学校や地域等と連携し、あらゆる年代の方々が福祉について考え、学習できる機会を提供することが必要と思われます。

基本目標2 とともに支えあおう

- 活動目標（1）地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進
- 活動目標（2）気にしあい 支えあう活動の推進
- 活動目標（3）支えあいの組織づくりの推進

高齢者等の介護予防や孤立防止を図るため、身近な地域で誰もが気軽に参加できる「ふれあいいきいきサロン」を推進し、地域での交流、居場所づくりに努めるとともに、新たに障がい者やその家族、子育て中の親などの交流の場づくりを支援し、当事者同士の孤立感や不安感の解消に努めてまいりました。

また、地域のアンテナ役である福祉委員については、行政地区単位での設置が定着し、福祉連絡会や小地域ケア会議等を通じて民生委員等との連携が進み、各種の訪問事業や地区社協活動の充実により、見守り支え合いの意識が広がってきています。

しかし、見守りや何らかの支援が必要な高齢者等が増加している状況の中、地域の担い手や後継者不足の問題が発生しており、集いの場の広がりや、支え合い活動の取組が進みにくい状況にあります。今後、より一層地域住民や行政、関係機関と連携しながら、地域組織の強化や再編、活動支援を行うことが必要と思われます。

基本目標 3 福祉環境の充実を図ろう

活動目標（1）相談体制の充実

活動目標（2）生活支援・在宅福祉サービスの充実

活動目標（3）福祉情報の提供

平成 27 年度に開設した「新見市生活相談支援センター」をはじめ、様々な相談の機会をつくとともに、あらゆる相談に応じ、相談者に寄りそったきめ細やかな支援に取り組むなど相談体制の充実を図りました。また、経済的困窮の課題に対応するための緊急支援事業の創設や、フードドライブの実施及びひきこもりに関する実態調査や企業に対しての中間的就労に関するアンケート等により、制度の狭間にある方々の実態について社会化し、意識喚起に努めてまいりました。

さらに、権利擁護の取組として、法人後見事業の創設や、成年後見制度等に関する相談に応じる「新見市成年後見相談センター」の開設により、判断能力が低下した高齢者や障がい者及びその家族等への相談支援を行うとともに、権利擁護推進大会や出前講座などを通じて制度の周知、理解の促進を図りました。

しかし、生活困窮やひきこもりなどの生活課題は、潜在化しやすく解決に至りにくいため、地域の中で支援が必要な方々に福祉情報が届き、自ら支援を求めやすい仕組みづくりを行うことが必要です。また、行政や関係機関等と連携し、引き続き相談支援の充実に努めていくとともに、社会福祉法人連絡協議会や専門職同士のネットワークが進んでいることを強みとして、制度の狭間にある福祉ニーズに対応していくことが必要と思われます。

地域においても、生活課題に対応するための住民主体の生活支援活動の創出支援を行い、徐々に活動が生まれておりますが、2の基本目標で述べたと同様、担い手の課題などに向き合い、地域組織を強化しながら、引き続き活動支援を行っていくことが必要と思われます。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

新見市地域福祉活動計画では、平成21年に策定した第1次計画から基本理念に「にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち」、基本目標に「福祉の心を育てよう」「ともに支えあおう」「福祉環境の充実を図ろう」の3つを掲げ、地域福祉活動の推進を図ってきました。

年号も平成から令和となり第2次計画から5年が経過した現在、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、市民の価値観やライフスタイルの変化など地域を取り巻く環境が変化し、市民ニーズも複雑多様化しています。

しかしながら、1次計画から掲げている基本理念は色あせるものではなく、以前にもまして身近な地域で支え合い、いつまでも住み続けたい地域共生社会を実現することが求められています。

そのため、本計画の基本理念は、前計画を踏襲することとし、明るい、元気な、住民にやさしいまちづくりを目指します。

基本理念：にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち
～地域共生社会の実現に向けて～

第2節 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 福祉の心を育てよう ～一人ひとりの福祉の心が育つまち～

1 福祉意識の啓発

地域福祉への関心を高めるための講演会や講座などを開催するとともに、福祉情報を効果的に提供し、福祉活動への参加促進を図り住民主体の地域福祉を推進します。

2 福祉教育の推進

子どもから高齢者まで様々な世代に向けた福祉に関する学習や体験の機会を提供し、福祉教育を推進します。

3 ボランティア活動の推進

各種ボランティアの養成や活動の場を設けるとともに、ボランティアやNPO団体などとの連携を図り、活動の充実に努めます。

基本目標2 ともに支えあおう ～一人ひとりがつながり支えあうまち～

1 地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進

身近な地域で孤立を防ぐための居場所づくりや、誰もが参加しやすい交流の場づくりを推進します。

2 気にしあい 支えあう活動の推進

身近な地域での見守り活動を行い、福祉課題の早期発見やその解決に向けての支えあい活動を推進します。

3 支えあいの組織づくりの推進

地域共生社会の実現を目指し、地域の福祉課題の解決に向けた取組ができる組織づくりや担い手の育成、活動創出の支援を行います。

基本目標3 福祉環境の充実を図ろう ～一人ひとりを支える福祉環境が充実したまち～

1 相談支援の充実

あらゆる生活上の相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、関係機関等と連携を強化し、解決に向けたきめ細やかな支援を行います。

2 権利擁護の推進

判断能力が不十分な高齢者、障がい者などの権利と財産が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう相談支援の充実を図るとともに、専門職・関係機関と連携し権利擁護の推進に努めます。

3 地域生活の支援

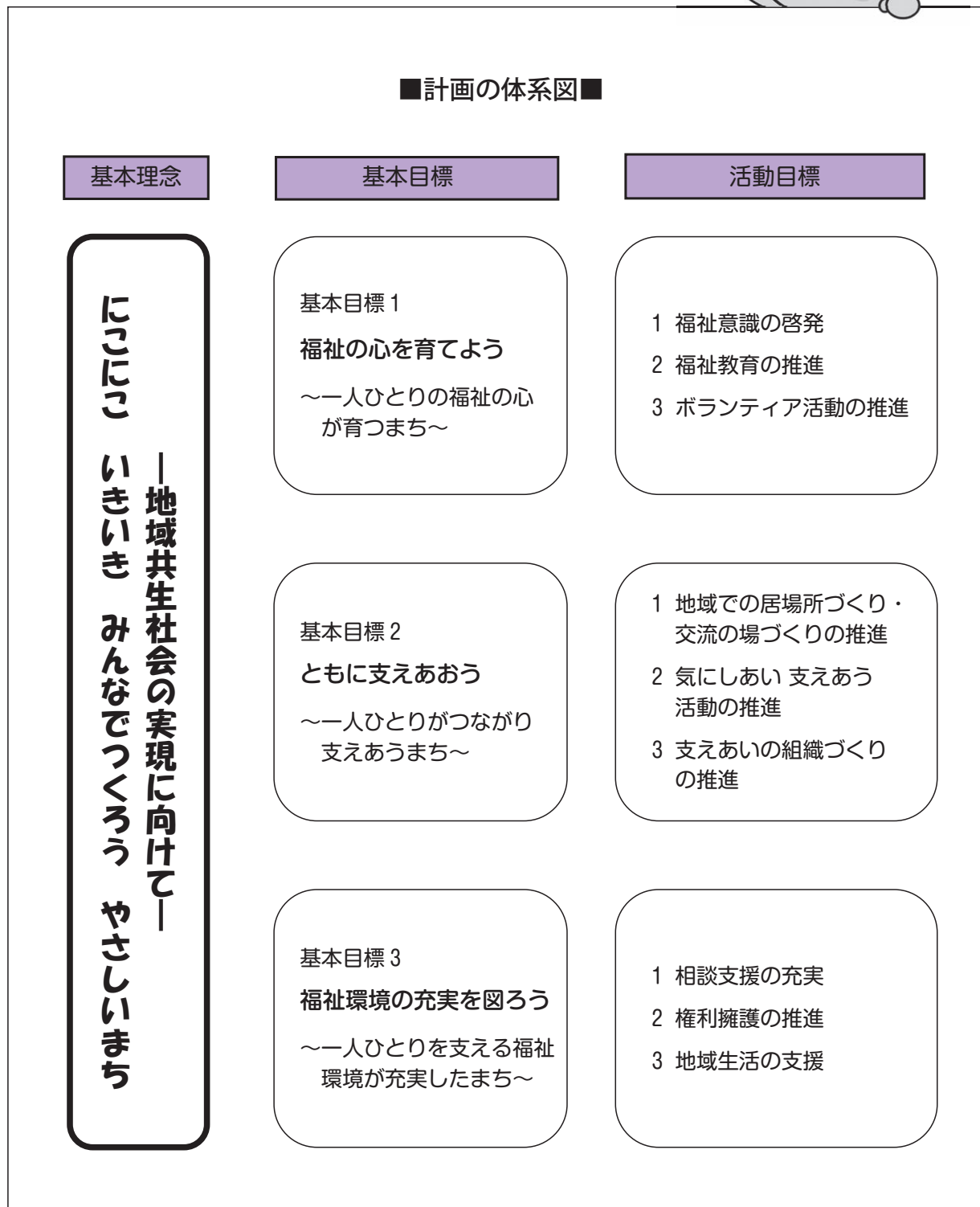
認知症や障がいがある方などの理解促進を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活の支援を行います。

第3節 計画の体系

基本理念に基づいた計画の体系は次のとおりです。



■計画の体系図■



第5章 基本目標ごとの取組

基本目標

1

福祉の心を育てよう

- ◆福祉意識の啓発
- ◆福祉教育の推進
- ◆ボランティア活動の推進

現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、家族や地域など、人と人との繋がりが希薄化し、お互いが支えあう意識が低下している現状にあります。

新見市地域福祉計画に関するアンケート調査(以下「市のアンケート」)結果によると、“福祉との関わり”について6割の方が「いずれの活動もしていない」と回答しています。その理由として「忙しくて時間が取れない」が多い一方、「気持ちはあるがきっかけがつかめない」「身近に活動グループ・仲間がない」「情報がない・少ない」という意見もあります< P37、38 ▷ 問 26、問 26-2 >。

また、新見市では平成30年西日本豪雨や令和元年集中豪雨災害により、大きな被害を受けました。市のアンケート結果でも、“日々の生活での悩みや不安”に「災害への備え」が上位に挙がり、“災害時の要援護者支援のために取り組むこと”においても「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が6割を占め、住民の方の防災への関心もより高まっていることがうかがえます< P34、35 ▷ 問 20、22 >。災害等の緊急時に備え、地域における日ごろからの協力体制づくりはもとより、住民一人ひとりが、自ら「助けて」と声を上げられる“受援力”を高めることも必要となります。

平時・災害時を問わず、ともに支えあう地域をつくるためには、子どもから大人まで一人ひとりが地域の福祉課題や情報に目を向け、日頃から関心を持つことが大切です。そのために、福祉情報を充実させ様々な手段で情報発信することや、福祉をより身近に感じ学べる機会が求められます。また、福祉に関心を持った方が活動につながるきっかけをつくり、一人ひとりの福祉の心を育てることが必要とされます。



取組の方向性	市民のみなさん一人ひとりが取り組むこと	<p>●福祉情報を入手する</p> <p>社協だより、市の広報誌、新聞、テレビ、インターネットなどの情報媒体及び、福祉情報に詳しい身近な方や、専門職などから情報を入手しましょう。</p> <p>●講座や研修会に参加する</p> <p>福祉やボランティアに関する講座や研修会等に、ご近所の方や友人を誘って、参加しましょう。</p> <p>●自分が関心を持った活動からはじめる</p> <p>地域のイベント・行事、募金やボランティア活動など、まずは自分が関心を持った活動からはじめてみましょう。</p>
	社協が地域みなさんとともに取り組むこと	<p>●福祉意識の啓発</p> <p>福祉大会や募金活動などを通じて、市民の方に広く福祉に関する啓発を行うとともに、自ら進んで行動する意識を醸成します。また、社協だよりやホームページなど、各種情報手段を活用し、様々な福祉情報を発信します。</p> <p>●福祉教育の推進</p> <p>幅広い年代の方を対象に、福祉教育の機会を提供し、支えあいの心を醸成します。</p> <p>●ボランティア活動の推進</p> <p>傾聴や災害などの専門ボランティアを養成し、必要に応じボランティアの派遣を行います。また、市内のボランティア団体との連携強化に努めます。</p>

社協の具体的な取組 基本目標 1 福祉の心を育てよう

事業	事業内容	推進方法・目標等
■福祉大会	記念講演や地域活動者の表彰等により市民の福祉への関心を高める場をつくります。	毎年開催し、大会の定着化を図ります。
■福祉情報発信	社協だよりやホームページなど、各種情報手段を活用し、様々な福祉に関する情報を発信します。	積極的な情報発信に努めるとともに、新たな情報発信手段について検討します。
■社協会員の加入促進	地域福祉活動の充実や、その周知により社協会員の加入促進を図ります。	活用方法をPRし、会員加入を促進します。
■赤い羽根共同募金運動	様々な募金運動を通じて福祉に参加する意識を育むとともに、地域福祉の向上に役立てます。	募金の趣旨を周知し、計画募金としての目標額を達成します。
■歳末たすけあい募金運動	福祉に参加する意識を育むとともに、ひとり暮らし高齢者等の歳末訪問活動等に役立てます。	募金の趣旨を周知し、計画募金としての目標額を達成します。
■小学生向け福祉教育 (ちょボラ)	小学生に対して、福祉に関する学習と体験の機会を提供し、学童期からの福祉意識の醸成を図ります。	学習・体験内容の充実を図るとともに、家庭や地域で取り組むことができる新たなプログラムを検討します。
■夏のボランティア体験	夏休み中の中高生を対象に、市内福祉施設においてボランティア活動の機会を提供するとともに、研修会で福祉に関する学びの場を設けることで、ボランティア意識の醸成を図ります。	学校や受入れ施設との連携を強化し、体験活動や研修会などの充実を図り、福祉教育を推進します。
■出前福祉教室 【新規】	学校、職場、地域団体などを対象に、福祉に関する講座や体験の機会を提供します。	講座や体験をメニュー化し、広く市民に周知します。
■災害ボランティア推進事業 【新規】	災害ボランティアを養成、登録を推進し、災害時に迅速に活動できるような体制を整備します。	毎年養成講座等を実施し、令和5年度末までに100名のボランティア登録を目指します。
■傾聴ボランティア推進事業	ひとり暮らし高齢者等の不安や孤独感の解消のために、傾聴ボランティアを養成し、派遣します。	毎年養成講座等を実施し、令和5年度末までに30名のボランティア登録を目指します。
■手話講座（市受託事業）	手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がい者への理解を深めます。	市と連携して実施します。
■ボランティア・NPO 団体連携事業 【新規】	市内で活動するボランティア・NPO団体を把握し、ボランティア間の情報共有と、相互の交流・連携を図ります。	ボランティア・NPO団体の情報交換会を開催します。

- ◆地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進
- ◆気にしあい支えあう活動の推進
- ◆支えあいの組織づくりの推進

現状と課題

核家族化や少子高齢化による世帯員数の減少により、家族力の低下が課題となっており、地域住民による助け合い活動の重要性が問われていますが、地域においても、人口減少・過疎化による担い手不足等の課題があります。

市のアンケート結果では、自分の地域や周辺環境に対しての認識について、「地域における支え合い活動が展開されている」「住民が気軽に集える場所がある」の質問に対し、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人はともに5割を下回っており地域での支え合い活動の充実や集いの場づくりが課題となっています。＜P33＞問13＞。

また、“地域の福祉を充実させるために必要なこと”は「住民同士が困ったとき助け合う関係をつくる」が4割強と最も高く、「地域の困りごと等を住民自身がより理解する」「地域住民(多世代)が集まって交流する機会を増やす」「関心を持ちまちづくりの一員を意識する」も上位に挙がるなど、地域住民も日頃からの声かけや見守りの必要性を感じていることがうかがえます。＜P39＞問27＞。

さらに、“住民が助け・支え合うために大切なこと”の上位の1つに「地域福祉のリーダーとなる人材育成」が挙げられているものの＜P40＞問28＞、小地域ケア会議全体会ワークショップでは「世話役、リーダーがいない地区もある」との不安の声があり、地域活動を担う人材育成が必要です。また、関係団体を対象に行ったアンケートでは、“他団体との連携が必要と思うか”という質問に対し、「必要である」の回答が9割を超えるなど、各種団体の連携による支えあいの組織づくりなどが必要とされており、様々な福祉課題に対応した、地域共生社会の実現が求められています。



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組の方向性</p>	<p>市民のみなさん一人ひとりが取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の交流の場に参加する 隣近所で誘い合い、サロン等の仲間づくり・交流の場に参加しましょう。 ●日頃から“さりげない見守り活動”を行う 隣近所の方を気かけ、声をかけましょう。また、気になることや困ったことがあるときは福祉委員や民生委員などに相談しましょう。 ●自ら支援を求める 普段から周りの人に手助けをお願いし、困った時は隣近所や福祉委員、民生委員などに相談するとともに、自らが支援を求められるような関係を作りましょう。 ●地域で福祉課題について話し合う 自分たちが住む地域の福祉課題やまちづくりについて考える場に参加し、身近な困りごとを話し合いましょう。
	<p>社協が地域のみなさんとともに取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での居場所づくり・交流の場づくりの推進 高齢者や障がいがある方など、誰もが気軽に集まり交流できる居場所・交流の場づくりを推進し、介護予防や孤立感・不安感の解消を図ります。 ●気にしあい支えあう活動の推進 福祉委員活動や各種訪問事業を通じて、地域での日頃の見守り・助け合い活動を推進します。また、身近な地域の福祉課題の話し合いや、課題解決に向けた協議の場を設け、地域における支え合い活動の取組を支援します。 ●支えあいの組織づくりの推進 地域住民や市・関係機関と連携して、地区社協の組織体制の充実を図るとともに、地域活動の担い手を育成し、支え合い活動が展開できるよう支援を行います。

社協の具体的な取組

基本目標 2 とともに支えあおう

事業	事業内容	推進方法・目標等
<p>■ふれあいいきいきサロン（市受託事業）</p>	<p>介護予防、地域住民の交流・仲間づくりの促進を目的として、身近な地域で誰もが参加しやすい集いの場づくりを行います。</p>	<p>令和5年度末までに市内に100サロンの設置を目指します。サロン情報交換会等を通じて、継続的なサロン活動を支援します。</p>
<p>■ひだまりサロン 【新規】</p>	<p>障がい者（児）とその家族、子育て中の親子などの当事者同士の交流や孤立感・不安感の解消を目的とした集いの場づくりを行います。</p>	<p>令和5年度末までに市内に10サロンの設置を目指します。</p>
<p>■子育て支援事業</p>	<p>地域や関係機関等と連携・協働して、地域ぐるみの子育てを推進します。また、地区社協等と連携して、子どもがつなぐ地域の和事業等に取り組みます。</p>	<p>地区社協や新見公立大学と連携して取り組みます。</p>
<p>■福祉委員設置・活動支援</p>	<p>地域のアンテナ役として身近な地域の福祉課題を把握する福祉委員を各地区に設置します。また、民生委員や地区社協などと情報共有する場を設けるとともに、あんしんカード等を活用した見守り活動を推進します。</p>	<p>福祉委員の役割を周知し、地区社協等と連携し、福祉委員活動の充実を目指します。</p>
<p>■独居高齢者宅戸別訪問事業（市受託事業）</p>	<p>ひとり暮らし高齢者への訪問により安否確認を行うとともに、高齢者の持つ困りごとの早期発見や孤立防止を図ります。</p>	<p>毎月の訪問等により安否確認を行います。</p>
<p>■友愛訪問事業</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯等へ友愛訪問を行うことにより、地域の方との交流や孤立防止を図ります。</p>	<p>地区社協やボランティア団体、各種団体との連携強化を図り、訪問事業の充実を目指します。</p>
<p>■地域ささえあい推進事業（市受託事業）</p>	<p>各地域で住民と生活支援コーディネーター等の専門職とが一緒になって地域課題について協議する小地域ケア会議を設置し、地域に必要な生活支援サービス等の創出支援を行います。</p>	<p>地区社協、行政など関係機関等と連携強化を図り、全地域での小地域ケア会議の開催を目指します。</p>
<p>■地区社会福祉協議会の支援</p>	<p>地域住民や関係機関と連携し、地域の福祉課題の解決に向け、地区社協における支え合い活動を推進するとともに、地域共生社会実現に向けての組織づくりの支援を行います。</p>	<p>地域団体と連携し、地域の課題に基づいた地区社協活動ができるよう支援を行います。</p>
<p>■無理しない地域づくり講座 【新規】</p>	<p>地域活動の担い手や協力者を増やすために、無理なく楽しく地域活動が行えるような講義や演習等の機会を提供します。</p>	<p>講座目的を広く市民に周知し、参加を呼びかけます。</p>

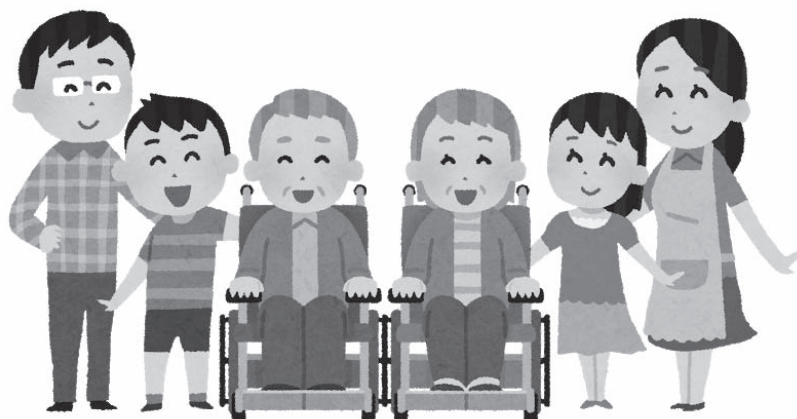
現状と課題

高齢者世帯や高齢者の単身世帯が増加し、認知症高齢者等の増加が見込まれ、「老老介護」等の問題がさらに深刻化するとともに、高齢や障がい等により判断能力が低下し、親族等の支援が得られず日常生活に支障をきたす方が増加することが予想され、そういった方の権利擁護の仕組みがより重要となります。また、社会的孤立、経済的困窮等のいくつもの課題を複合的に抱えている人が増加しており、様々な専門機関等による一体的な支援が求められています。

市のアンケート結果によると、“悩みや不安がある場合の相談先”として、8割の人が「家族・親族」と回答し、次いで「友人・知人」という回答が4割となっており、市役所や社会福祉協議会などの相談機関と回答した人はいずれも1割以下という結果でした< P36 >問 23 >。

また、本会が行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知度は、どちらも「聞いたことはあるが内容までは知らない」が5割を占めており、窓口や制度のさらなる周知が必要と考えられます< P43、44 >問 34、35 >。さらに“住民が助け合い支え合うために大切なこと”では、「相談先や福祉サービスなどの情報提供」が6割以上となっており、住民同士が様々な福祉に関する情報を共有し、提供し合える関係作りが必要です< P40 >問 28 >。

今後、さらなる生活課題の多様化、複雑化が見込まれる中、あらゆる相談に対応するため、相談支援体制の充実や制度の理解促進を図るとともに、地域住民や様々な機関等が連携し潜在的な課題の掘り起こしや、制度の狭間の課題に取り組んでいくことが必要です。



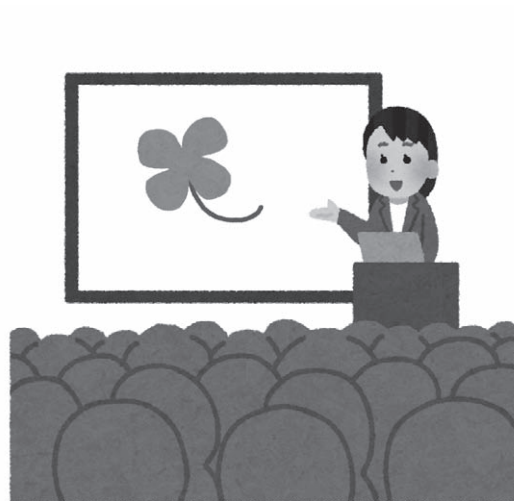
取組の方向性	市民のみなさん一人ひとりが取り組むこと	<p>●相談窓口を利用する</p> <p>社協だより等の広報誌に目を通し、新しい情報を入手しましょう。また、困ったときは一人で抱え込まず誰かに相談したり、専門の相談窓口を利用しましょう。</p> <p>●情報を活用する</p> <p>広報誌や研修会などで得た知識や情報を困った時に活用したり、周りの人が困っている際は紹介しましょう。</p> <p>●地域でささえあう</p> <p>認知症や生活困窮、権利擁護等、様々な福祉課題に関心を持ち、地域全体で支える機運をみんなで高め、地域で支え合いましょう。</p>
	社協が地域のみなさんとともに取り組むこと	<p>●相談支援の充実</p> <p>生活困窮者をはじめ社会的支援が必要な方々のあらゆる相談に応じ、市や関係機関等と連携し、解決に向けたきめ細やかな支援を行います。</p> <p>●権利擁護の推進</p> <p>判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう法人後見等の支援を行います。また、地域住民や市、専門職、関係機関と連携し、権利擁護の体制づくりや制度等の普及啓発や活用促進に努めます。</p> <p>●地域生活の支援</p> <p>介護者や地域住民の交流の機会や認知症、障がい等に対する理解促進の機会をつくります。また、市内の社会福祉法人等と連携し、制度の狭間の課題に取り組めます。</p>



社協の具体的な取組 基本目標3 福祉環境の充実を図ろう

事業	事業内容	推進方法・目標等
<p>■なんでも相談会</p> <p>【新規】</p>	<p>市民が抱える多様で複雑な問題に対し、市内外の法律、福祉、介護等の専門職が無料で相談に応じる相談会を実施します。</p>	<p>多職種と連携を図るとともに、広く市民に周知します。</p>
<p>■心配ごと相談</p>	<p>市民が抱える生活上の悩みや心配ごとを相談できる相談会を実施します。</p>	<p>民生委員と連携し、毎月開催します。</p>
<p>■法律相談（市受託事業）</p>	<p>弁護士による無料相談会を実施します。</p>	<p>毎月開催します。</p>
<p>■生活困窮者自立支援事業 家計改善支援事業 （市受託事業）</p>	<p>（自立相談支援事業） 経済的困窮や、ひきこもり、社会的孤立等のあらゆる相談に応じ、本人が課題解決できるよう継続的に支援します。 （家計改善支援事業） 家計に問題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者自ら家計管理ができるよう支援します。</p>	<p>新見市生活相談支援センターについて周知するとともに、他機関と連携し対応します。</p>
<p>■法人後見・権利擁護推進事業（市受託事業）</p> <p>【新規】</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障がい者などの権利と財産を守るために、法人として成年後見人を受任します。また、成年後見に関する相談に応じ、成年後見制度の普及啓発や利用促進を図るとともに、地域住民や市、専門職、関係機関と連携し、権利擁護の推進を図ります。</p>	<p>新見市成年後見相談センターについて周知するとともに、弁護士等の専門職や他機関と連携し対応します。</p>
<p>■日常生活自立支援事業 （県社協受託事業）</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援を行います。</p>	<p>事業を周知するとともに、他機関と連携し、対応します。</p>
<p>■生活福祉資金貸付事業 （県社協受託事業）</p>	<p>低所得者や高齢者、障がい者世帯などへの資金貸付による経済的支援及び相談援助を行います。</p>	<p>民生委員や関係機関等と連携し、対応します。</p>
<p>■家族介護者のつどい・くつろぎの家</p>	<p>在宅介護者同士の交流や心身のリフレッシュの機会をつくります。また、家庭で介護を受けている方の一時預かりも同時に行います。</p>	<p>事業の周知を行います。</p>
<p>■ピオーラ・カフェ</p> <p>【新規】</p>	<p>認知症やその家族、地域の方が気軽に参加でき、交流や専門職への相談ができる場をつくり、認知症への理解を進めます。</p>	<p>令和2年度に実施方法について検討し、令和3年度から取り組みます。</p>

事業	事業内容	推進方法・目標等
<p>■高齢者等生活応援事業</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等で、支援が必要にも関わらず、公的サービスによる支援が受けられない方に対して、ホームヘルプサービスを提供します。</p>	<p>必要に応じて実施します。</p>
<p>■障害者移動支援 (市受託事業)</p>	<p>障がい者等の通院や外出支援を目的として、福祉車両の貸出を行います。</p>	<p>事業の周知を行います。</p>
<p>■地域における公益的取組の促進 【新規】</p>	<p>新見市社会福祉法人連絡協議会と連携して、地域における制度の狭間にある様々な課題解決に向けて取り組みます。</p>	<p>他の社会福祉法人と連携して取り組みます。</p>



第6章 相談支援体制と地域福祉のすがた

全国社会福祉協議会が平成29年に策定した「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン」に基づき、本会が目指す相談支援体制と地域福祉のすがたとして、本会の活動を整理し構想図としてまとめました。

全社協の強化方針である「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を2本柱として、その実現に向けて

- ①アウトリーチの徹底
- ②相談・支援体制の強化(総合相談体制の構築、生活支援体制づくり)
- ③地域づくりのための活動基盤整備
- ④行政とのパートナーシップ

の行動を強化し、地域共生社会の実現を目指すものです。

【主な事項】

1 圏域について

新見市における地域福祉の推進範囲として4つの圏域で表しています。

- ・市町村域：市全域
- ・大きな日常生活圏域：概ね支所管内、中学校区
- ・小さな日常生活圏域：概ね旧小学校区
- ・身近な日常生活圏域：行政地区等

2 アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化

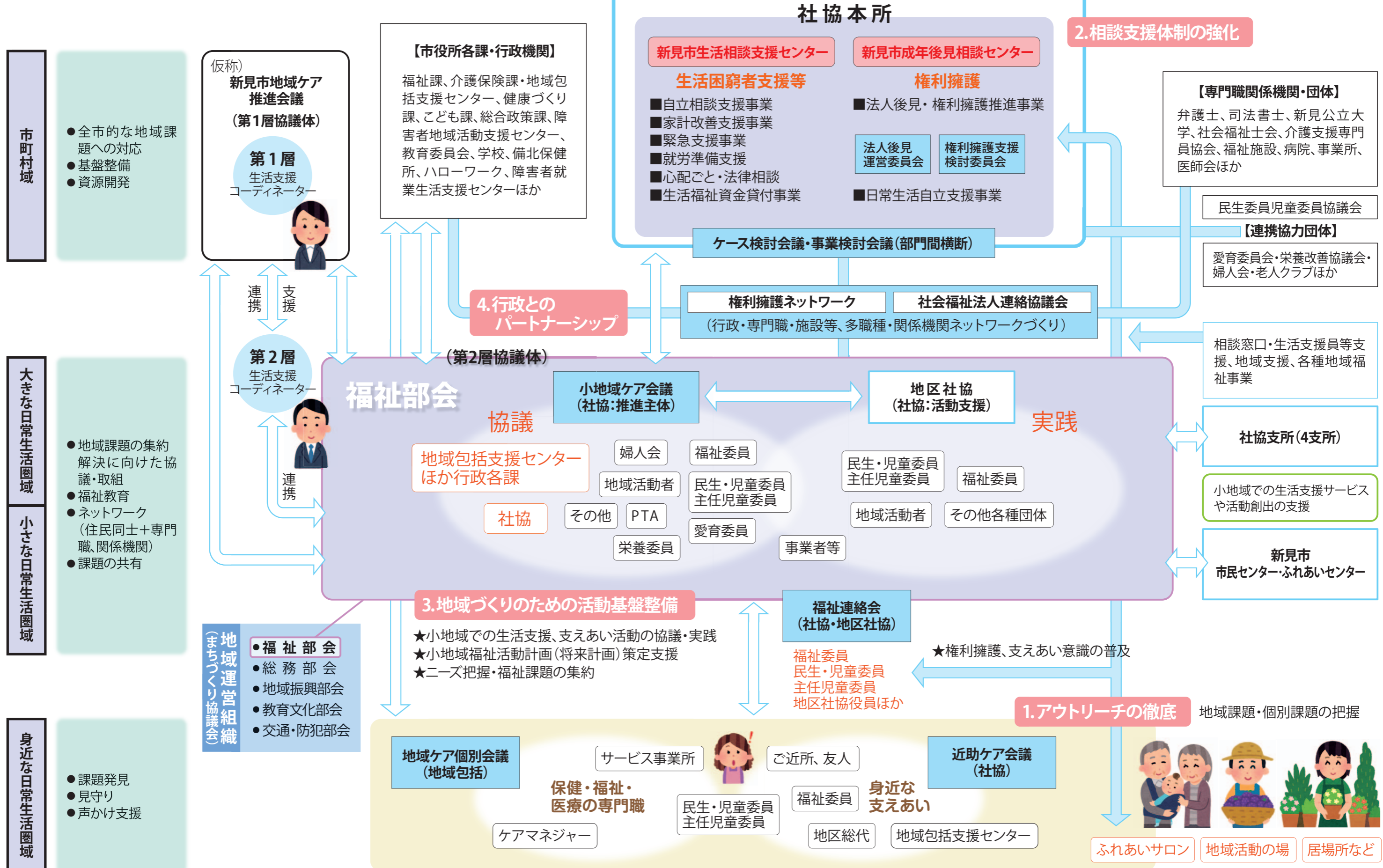
新見市社協における各種相談事業を通じて、生活困窮やひきこもりの方など社会的支援が必要な方に対して積極的な訪問等(アウトリーチ)による個別支援を行うとともに、行政関係部署や専門職関係機関・団体等との協議、連携等により相談・支援体制を強化し、課題解決を目指します。

3 地域づくりのための活動基盤整備

あらゆる生活課題を抱えた方や社会的に孤立しやすい方などを相談支援に関わる専門職のみで支えるのではなく、身近な福祉課題について地域住民、行政、社協等とで課題解決に向けて話し合う小地域ケア会議を設置推進するとともに、住民主体の実践組織である地区社協の組織強化や生活支援、支えあい活動の創出支援等により、支援が必要な方々を地域住民とともに支える地域づくりに向けた活動基盤整備に取り組みます。

4 行政とのパートナーシップ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指して、一人ひとりを支える相談支援体制や地域の基盤整備のあり方について新見市と同じ方向を目指し、より良いパートナーシップを築きながら、新見市の地域福祉の姿を描いていきます。



第7章 計画の推進

第1節 計画の推進

(1) 地域住民や各種団体との連携・協働

地域住民の参加と協働により、計画の推進を行います。また、地区社協等において小地域活動の充実・強化を目指し、計画の活用促進を図ります。

(2) 行政・関係機関との連携・協働

行政とのパートナーシップのもと、行政・関係機関と一体的に計画の推進を図ります。

(3) 計画書及びダイジェスト版による啓発

ダイジェスト版や社協だよりなどを通じて、広く市民の理解と協力を促すとともに、関係団体や関係機関などに計画書を配布し、計画の推進に努めます。

(4) 社協内の横断的な連携

社協内の各課が横断的な連携を図るとともに、役職員が一丸となって計画を推進します。

第2節 計画の進捗管理と評価

(1) 各主体による評価

本計画は、「市民のみなさん一人ひとりが取り組むこと」「社協が地域のみなさんとともに取り組むこと」による視点で構成されています。住民や地域が主体的に取り組む計画であり、進捗管理や評価を活動の当事者が実施することで、地域福祉の意識向上につなげます。

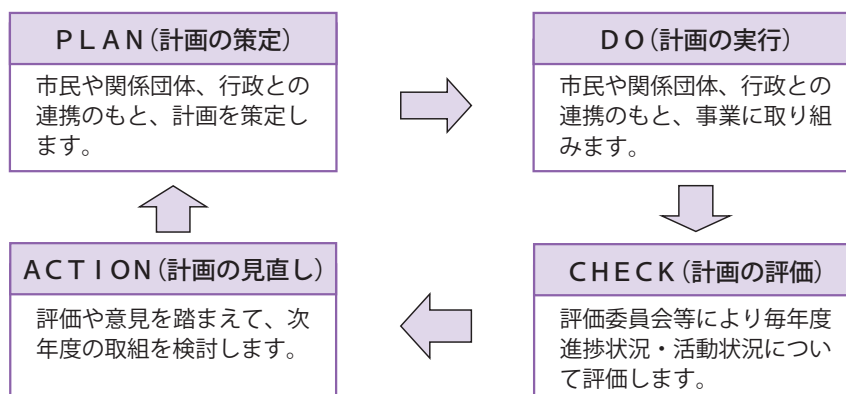
(2) 評価委員会等による進捗管理と評価

評価委員会や理事会等で計画全体の進捗状況及び活動状況を毎年度総合的に点検・評価します。また、社協だよりやホームページなどで成果を公表します。

第3節 P D C Aサイクルによる計画の推進

本計画の評価及び点検については、計画を立てる（Plan）、実行する（Do）、その結果を評価する（Check）、さらに計画を見直す（Action）P D C Aサイクルに基づいて実施します。

【計画の推進イメージ図】



資料編

資料 1 新見市地域福祉計画に関するアンケート調査結果の抜粋

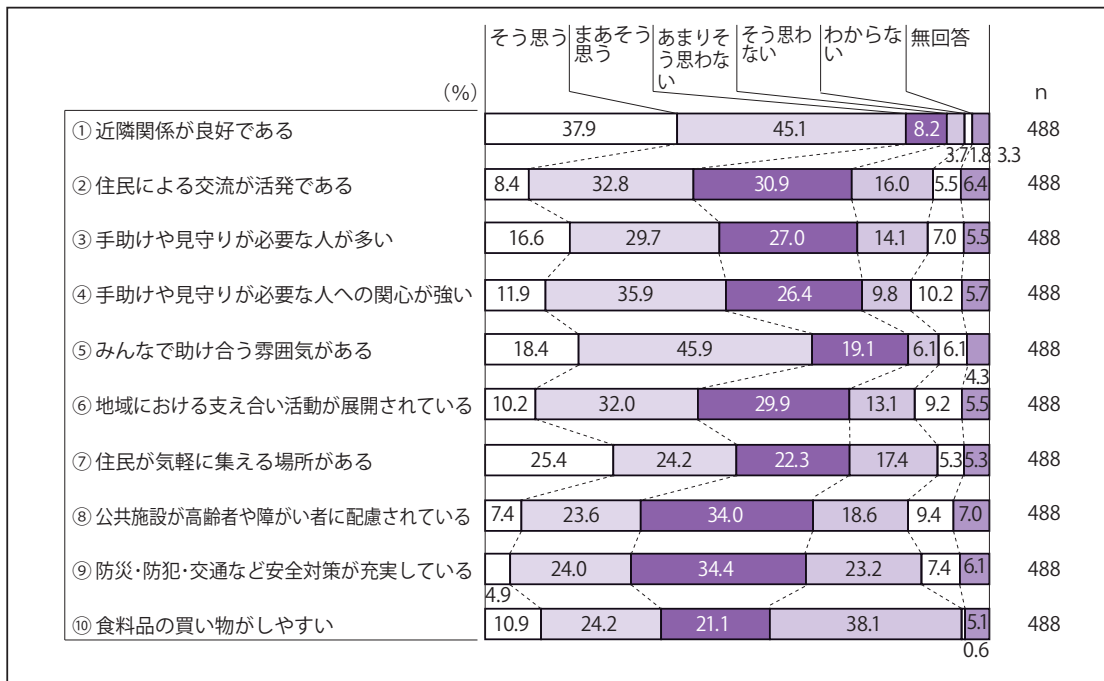
自分の地域や周辺環境に対する認識

問 13 自分の地域や周辺の環境についてどう思いますか。

- 「近隣関係が良好である」に対しては“そう思う”が8割強を占める。一方で、「食料品の買い物がしやすい」、「防災・防犯・交通など安全対策が充実している」、「公共施設が高齢者や障がい者に配慮されている」では“そう思わない”が過半数を占める。

自分の地域や周辺環境に対してどう感じるかたずねたところ、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高い項目として、「近隣関係が良好である」(83.0%)、「みんなで助け合う雰囲気がある」(64.3%)、「住民が気軽に集える場所がある」(49.6%)などとなっている。反対に、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高い項目として、「食料品の買い物がしやすい」(59.2%)、「防災・防犯・交通など安全対策が充実している」(57.6%)、「公共施設が高齢者や障がい者に配慮されている」(52.6%)、「住民による交流が活発である」(46.9%)などとなっている。

図表 自分の地域や周辺環境に対する認識



災害時要援護者支援のために取り組むこと

問 20 緊急時に備え、災害時要援護者を支援するため取り組むことは何だと思えますか。
【複数回答】

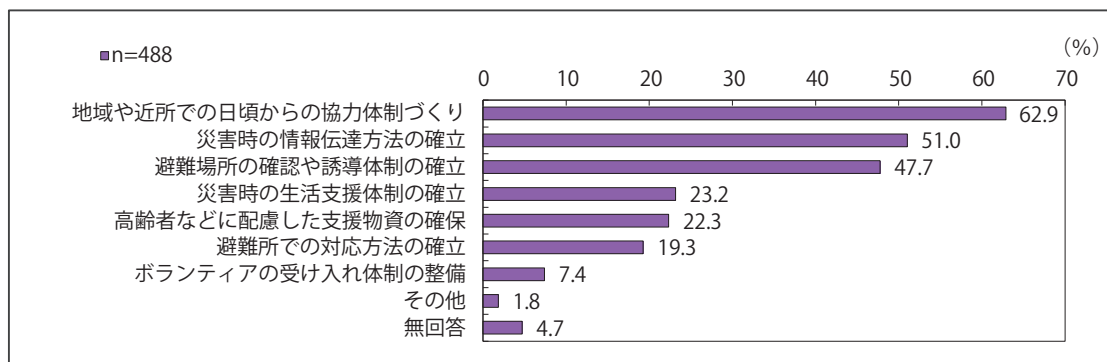


- 「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が第1位。「災害時の情報伝達方法の確立」、「避難場所の確認や誘導體制の確立」などが続く。

災害時要援護者支援のために取り組むことについては、「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」(62.9%)が最も多く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」(51.0%)、「避難場所の確認や誘導體制の確立」(47.7%)、「災害時の生活支援体制の確立」(23.2%)、「高齢者などに配慮した支援物資の確保」(22.3%)、「避難所での対応方法の確立」(19.3%)、「ボランティアの受け入れ体制の整備」(7.4%)となっている。

年齢で見ると、20代と30代、50代では「災害時の情報伝達方法の確立」が第1位となっているのに対し、それ以外の年齢では「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が第1位となっている。

図表 災害時要援護者支援のために取り組むこと（全体／複数回答）



日々の生活で悩みや不安を感じること

問 22 あなたは、日々の生活で悩みや不安を感じていることがありますか。【複数回答】

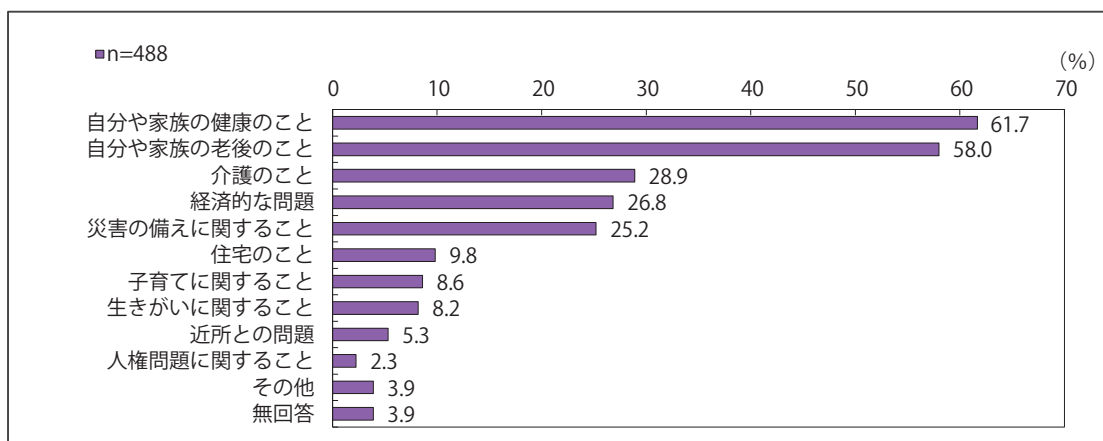


- 「自分や家族の健康のこと」と「自分や家族の老後のこと」が他を大きく引き離して上位2項目を占める。

日々の生活で悩みや不安を感じることについては、「自分や家族の健康のこと」(61.7%)が最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」(58.0%)、「介護のこと」(28.9%)、「経済的な問題」(26.8%)、「災害の備えに関すること」(25.2%)、「住宅のこと」(9.8%)、「子育てに関すること」(8.6%)、「生きがいに関すること」(8.2%)、「近所との問題」(5.3%)、「人権問題に関すること」(2.3%)となっている。

年齢でみると、30代では「経済的な問題」が第1位となっている。

図表 日々の生活で悩みや不安を感じること（全体／複数回答）



悩みや不安がある場合の相談先

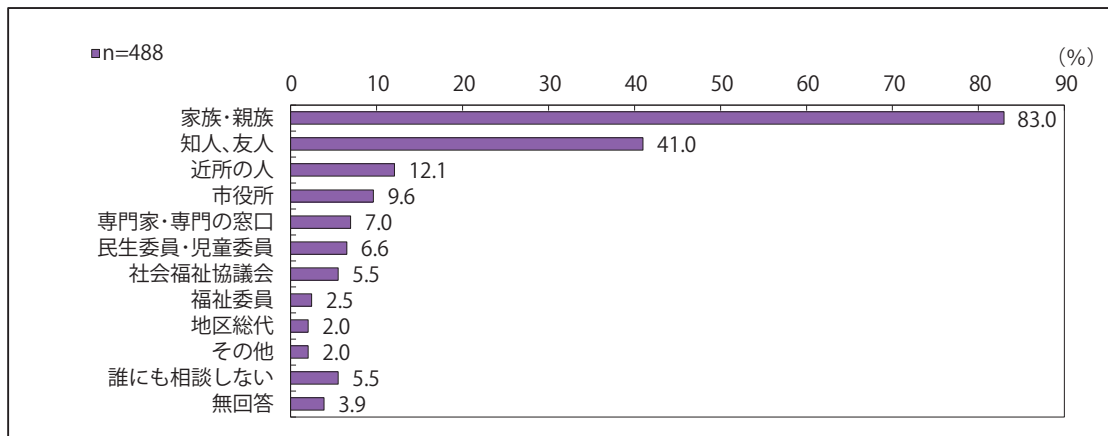
問 23 あなたは、悩みや不安がある場合、主に誰（どこ）に相談しますか。【複数回答】



- 「家族・親族」が他を大きく引き離して第1位。

悩みや不安がある場合の相談先をたずねたところ、「家族・親族」（83.0%）が最も多く、次いで「知人、友人」（41.0%）、「近所の人」（12.1%）、「市役所」（9.6%）、「専門家・専門の窓口」（7.0%）、「民生委員・児童委員」（6.6%）、「社会福祉協議会」（5.5%）、「福祉委員」（2.5%）、「地区総代」（2.0%）となっている。

図表 悩みや不安がある場合の相談先（全体／複数回答）



福祉との関わりについて

問 26 あなたと福祉との関わりは、次のどれにあてはまりますか。【複数回答】



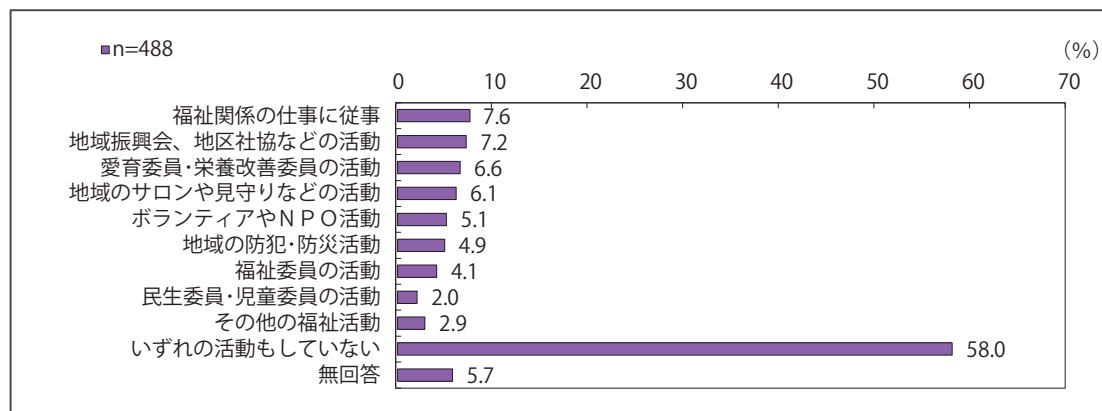
● 「いずれの活動もしていない」が6割弱を占める

福祉との関わりについてたずねたところ、「福祉関係の仕事に従事」(7.6%)、「地域振興会、地区社協などの活動」(7.2%)、「愛育委員・栄養改善委員の活動」(6.6%)、「地域のサロンや見守りなどの活動」(6.1%)、「ボランティアやNPO活動」(5.1%)、「地域の防犯・防災活動」(4.9%)、「福祉委員の活動」(4.1%)、「その他の福祉活動」(2.9%)、「民生委員・児童委員の活動」(2.0%)となっている。なお、「いずれの活動もしていない」は58.0%となっている。

性別でみると、男性では「地域振興会、地区社協などの活動」が第1位となっているのに対し、女性では「愛育委員・栄養改善委員の活動」が第1位となっている。

年齢でみると、20代では「ボランティアやNPO活動」が第1位となっている。

図表 福祉との関わりについて（全体／複数回答）



活動していない理由

※問 26- 2 は、問 26 で「10. いずれの活動もしていない」に○をつけた方にうかがいます
問 26- 2 地域で活動していない主な理由は何ですか。【複数回答】

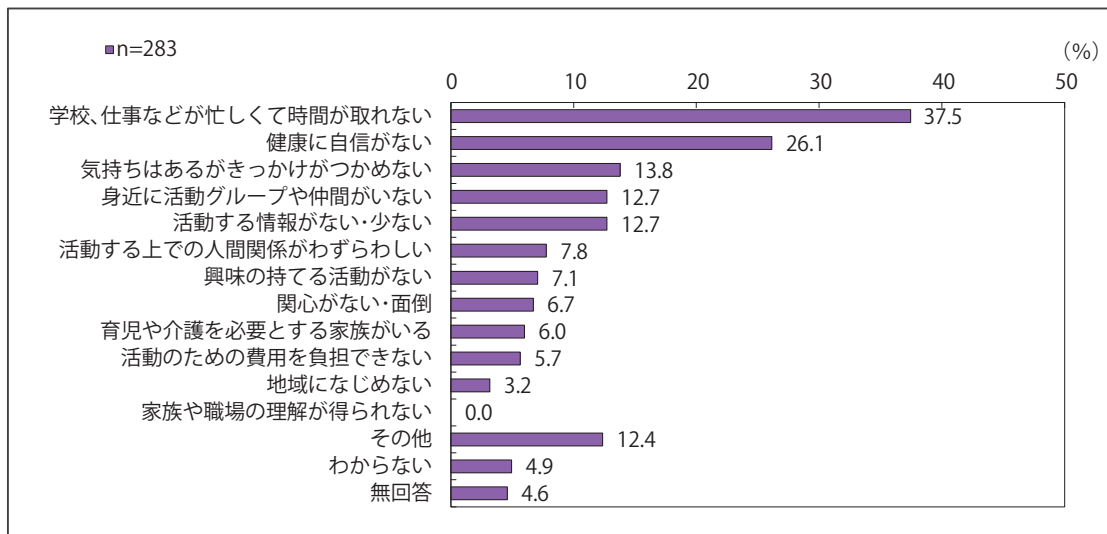


- 「学校、仕事などが忙しくて時間が取れない」が第1位。「健康に自信がない」、「気持ちはあるがきっかけがつかめない」などが続く。

問 26 で「10. いずれの活動もしていない」と答えた人に、活動していない主な理由についてたずねたところ、「学校、仕事などが忙しくて時間が取れない」(37.5%) が最も多く、次いで「健康に自信がない」(26.1%)、「気持ちはあるがきっかけがつかめない」(13.8%)、「身近に活動グループや仲間がない」・「活動する情報がない・少ない」(同率 12.7%)、「活動する上での人間関係がわずらわしい」(7.8%)、「興味の持てる活動がない」(7.1%)、「関心がない・面倒」(6.7%)、「育児や介護を必要とする家族がいる」(6.0%)、「活動のための費用を負担できない」(5.7%)、「地域になじめない」(3.2%) などの順となっている。

年齢で見ると、20代から60代まででは「学校、仕事などが忙しくて時間が取れない」が第1位となっているのに対し、70代以上では「健康に自信がない」が第1位となっている。

図表 活動していない主な理由（全体／複数回答）



地域の福祉を充実させるために必要なこと

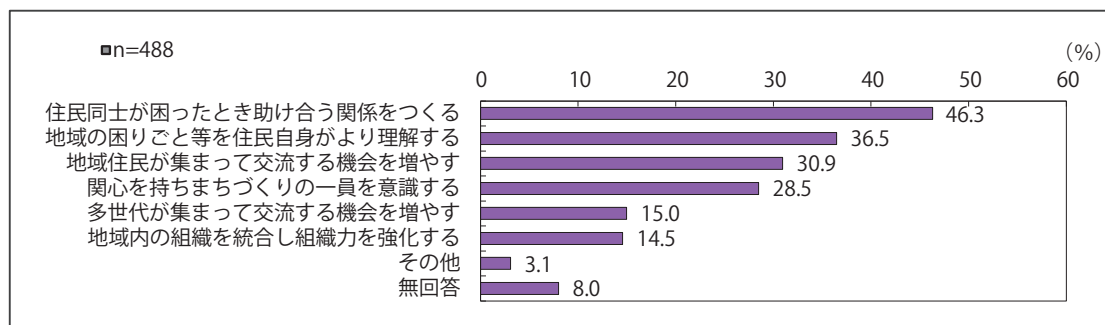
問 27 地域の福祉をより充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
【複数回答】



- 「住民同士が困ったとき助け合う関係をつくる」が第1位。「地域の困りごと等を住民自身がより理解する」、「地域住民が集まって交流する機会を増やす」、「関心を持ちまちづくりの一員を意識する」などが続く。

地域の福祉を充実させるために必要なことについては、「住民同士が困ったとき助け合う関係をつくる」(46.3%)が最も多く、次いで「地域の困りごと等を住民自身がより理解する」(36.5%)、「地域住民が集まって交流する機会を増やす」(30.9%)、「関心を持ちまちづくりの一員を意識する」(28.5%)、「多世代が集まって交流する機会を増やす」(15.0%)、「地域内の組織を統合し組織力を強化する」(14.5%)となっている。

図表 地域の福祉を充実させるために必要なこと (全体/複数回答)



住民が助け合い支え合うために大切なこと

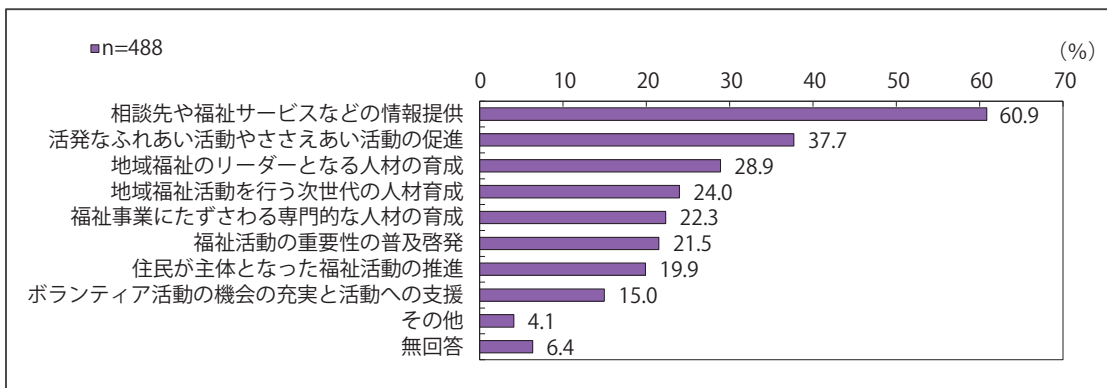
問 28 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。
【複数回答】



- 「相談先や福祉サービスなどの情報提供」が他を大きく引き離して第1位。

住民が助け合い支え合うために大切なことについては、「相談先や福祉サービスなどの情報提供」(60.9%)が最も多く、次いで「活発なふれあい活動やささえあい活動の促進」(37.7%)、「地域福祉のリーダーとなる人材の育成」(28.9%)、「地域福祉活動を行う次世代の人材育成」(24.0%)、「福祉事業にたずさわる専門的な人材の育成」(22.3%)、「福祉活動の重要性の普及啓発」(21.5%)、「住民が主体となった福祉活動の推進」(19.9%)、「ボランティア活動の機会の充実と活動への支援」(15.0%)となっている。

図表 住民が助け合い支え合うために大切なこと (全体/複数回答)



社会福祉協議会の認知度

問 30 あなたは、社会福祉協議会をどの程度知っていますか。

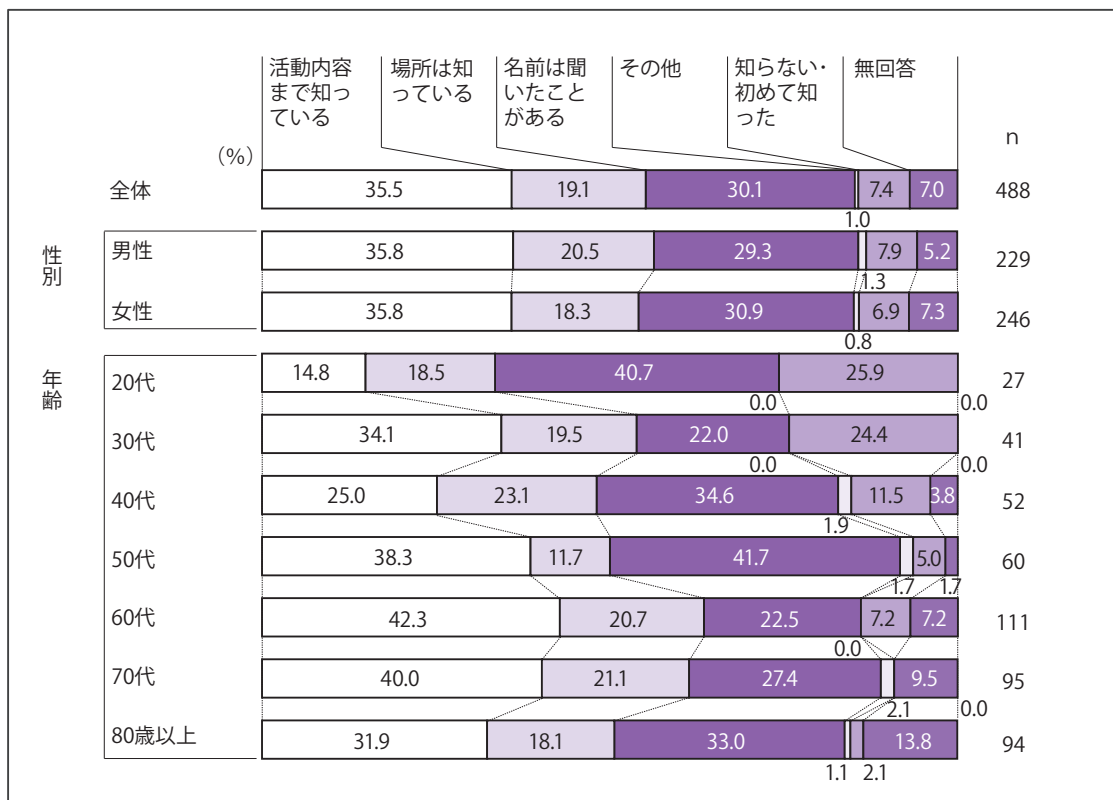


● 「活動内容まで知っている」が4割弱、「名前は聞いたことがある」が3割強を占める。

社会福祉協議会の認知度については、「活動内容まで知っている」が35.5%、「名前は聞いたことがある」が30.1%、「場所は知っている」が19.1%、「知らない・初めて知った」が7.4%となっている。

年齢で見ると、「活動内容まで知っている」の割合は20代では1割強、40代では3割弱となっているのに対し、それ以外の年齢層では3割以上を占めている。特に60代と70代では4割以上となっている。また、若年層ほど「知らない・初めて知った」の割合が高くなる傾向がうかがえ、20代と30代では2割台半ばを占めている。

図表 社会福祉協議会の認知度



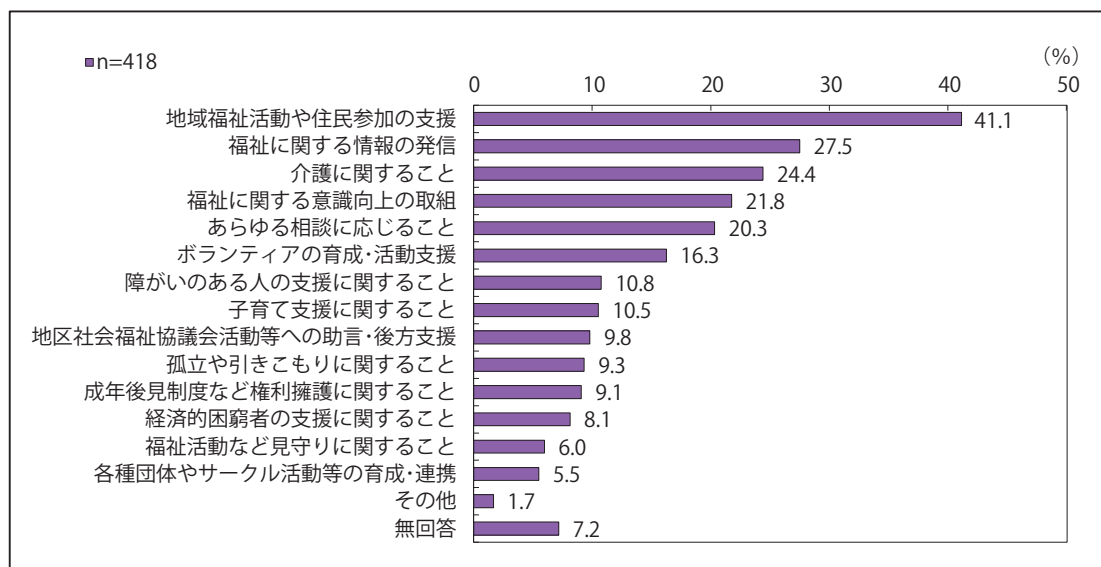
※問 30-1 は、問 30 で「1.」～「4.」に○をつけた方にうかがいます
 問 30-1 社会福祉協議会の活動で、今後どのような分野での役割を期待しますか。
 【複数回答】



● 「地域福祉活動や住民参加の支援」が第1位。「福祉に関する情報の発信」、「介護に関すること」、「福祉に関する意識向上の取組」などが続く。

問 30 で「1.」～「4.」と答えた人（社会福祉協議会をある程度知っている人）に、社会福祉協議会の活動で今後期待する分野についてたずねたところ、「地域福祉活動や住民参加の支援」（41.1%）が最も多く、次いで「福祉に関する情報の発信」（27.5%）、「介護に関すること」（24.4%）、「福祉に関する意識向上の取組」（21.8%）、「あらゆる相談に応じること」（20.3%）、「ボランティアの育成・活動支援」（16.3%）、「障がいのある人の支援に関すること」（10.8%）、「子育て支援に関すること」（10.5%）、「地区社会福祉協議会活動等への助言・後方支援」（9.8%）、「孤立や引きこもりに関すること」（9.3%）、「成年後見制度など権利擁護に関すること」（9.1%）、「経済的困窮者の支援に関すること」（8.1%）、「福祉活動など見守りに関すること」（6.0%）、「各種団体やサークル活動等の育成・連携」（5.5%）となっている。

図表 社会福祉協議会の活動で今後期待する分野（全体／複数回答）



成年後見制度の認知度

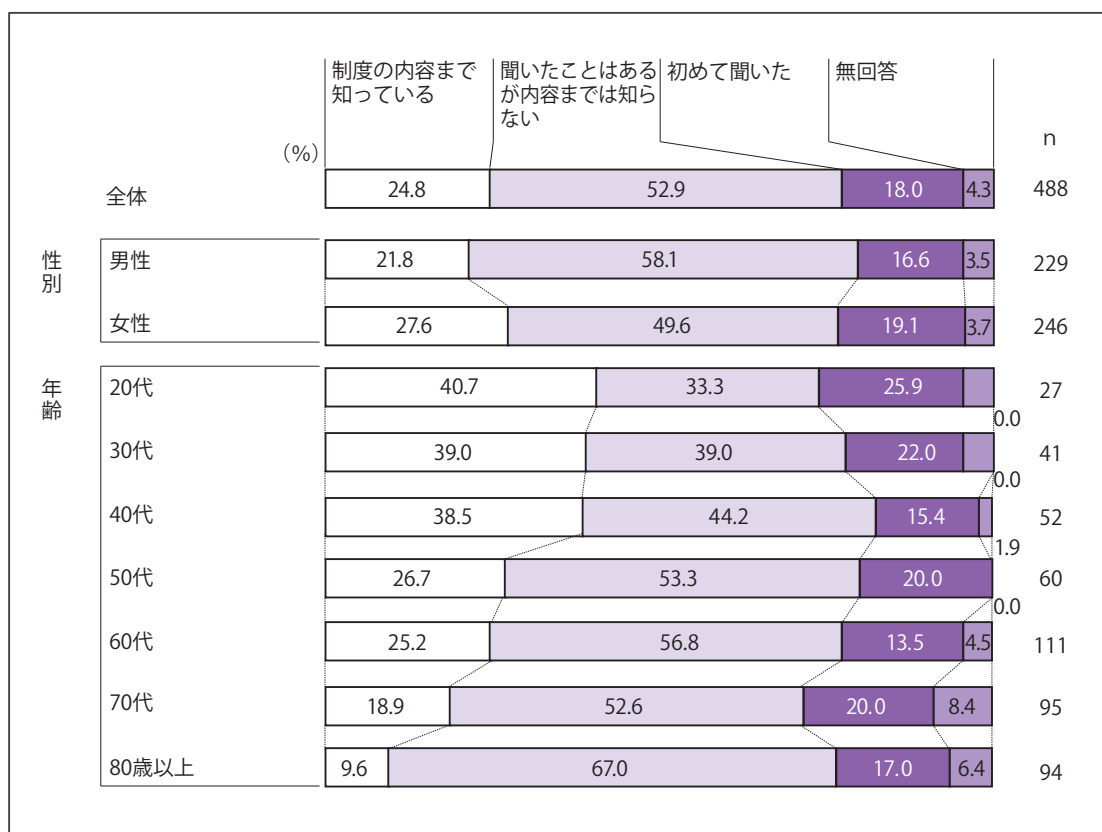
問 34 あなたは、成年後見制度について、どの程度ご存知ですか。



- 「聞いたことはあるが内容までは知らない」が5割強、「制度の内容まで知っている」が2割強を占める。

成年後見制度の認知度についてたずねたところ、「聞いたことはあるが内容までは知らない」が52.9%、「制度の内容まで知っている」が24.8%、「初めて聞いた」が18.0%となっている。年齢で見ると、高齢になるにつれて「制度の内容まで知っている」の割合が低くなり、「聞いたことはあるが内容までは知らない」の割合が高くなる傾向がうかがえる。

図表 成年後見制度の認知度



日常生活自立支援事業の認知度

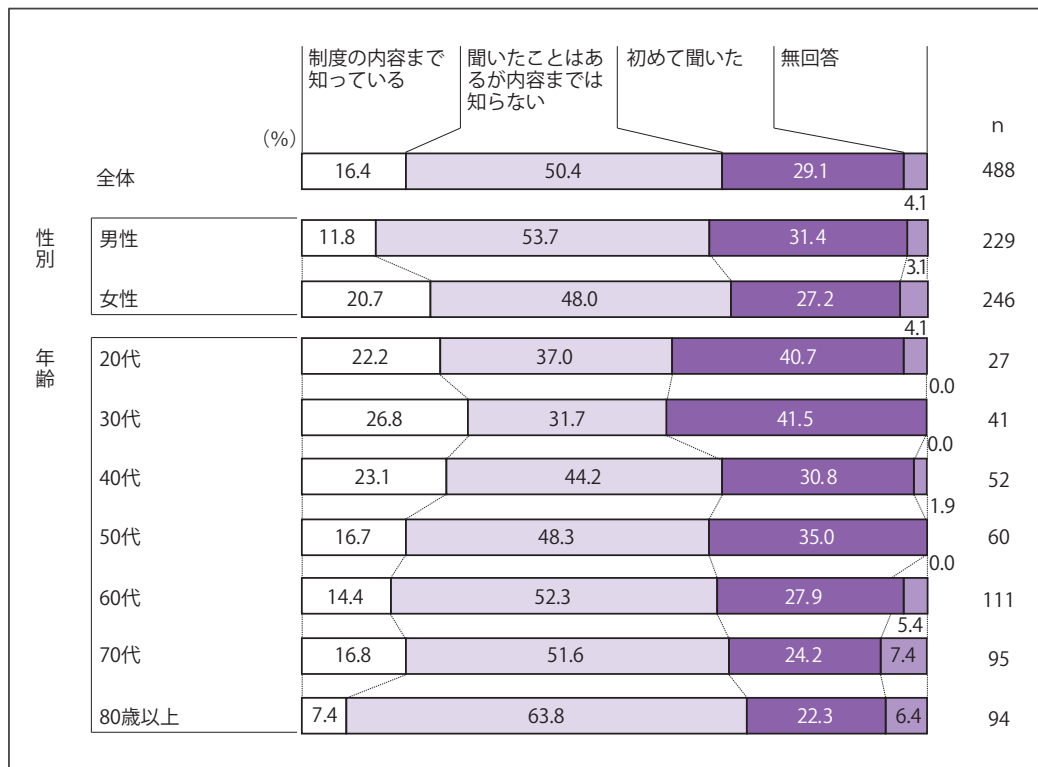
問 35 あなたは、日常生活自立支援事業について、どの程度ご存知ですか。

- 「聞いたことはあるが内容までは知らない」が5割強、「初めて聞いた」が3割弱、「制度の内容まで知っている」が2割弱を占める。

日常生活自立支援事業の認知度をたずねたところ、「聞いたことはあるが内容までは知らない」が50.4%、「初めて聞いた」が29.1%、「制度の内容まで知っている」が16.4%となっている。

年齢で見ると、高齢になるにつれて「制度の内容まで知っている」の割合が低くなる傾向がうかがえる。また、20代と30代では「初めて聞いた」が4割以上を占めている。

図表 日常生活自立支援事業の認知度



資料2 第2次新見市地域福祉活動計画の取組

第2次新見市地域福祉活動計画における取組について、事業概要と現状、課題をまとめました。

1. 福祉の心を育てよう

事業名	概要	現状	課題
■ご近所づきあいプロジェクト	隣同士や近所同士で、気にしあい・助けあい活動を活性化するための取組について研究し、行政地区や地区社協単位で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の福祉連絡会においてご近所づきあいについてのアンケートを実施し、その結果を社協だよりで紹介してご近所づきあいの必要性について周知しました。 平成30年度からは、ちょっとした地域での助け合い活動の取組を社協だよりで3地区（法ヶ峠地区、神郷西部地区、福本地区）紹介しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組推進が困難で、広報啓発のみにとどまりました。 地区社協活動や福祉委員の設置、ふれあいサロンなどの社協事業において、同様の活動の推進を行っており、活性化に向けての具体的な取組は困難な状況にあります。
■にいみうえる・フェア（福祉大会）	記念講演や地域活動者表彰等により、市民の福祉への関心を高める場をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> 合併10周年記念大会を兼ねて平成27年度に1回実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 大会の意義や位置づけを明確化し、着実に取り組むことが必要です。 一般市民や福祉関係者が一堂に会し、福祉について考える機会が必要です。
■赤い羽根共同募金	様々な形で募金活動を展開し、募金を通じて福祉に参加する意識を育むとともに、募金を地域福祉の向上のための財源として活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施前に、民生委員会、地区社協総会、福祉連絡会、社協だより等様々な方法で募金協力をお願いし、10/1～12/31を運動期間とし戸別募金、大口募金、職域募金、学校募金、街頭募金、店頭募金、イベント募金、自動販売機募金等の募金活動を実施しています。 配分金は、福祉委員設置、ふれあいサロン助成、社協活動広報、夏のボランティア体験、ちょボラ体験、傾聴ボランティア養成講座、福祉団体助成金、友愛訪問事業費に活用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減や高齢化等により、募金額が減少傾向にあります。 配分金の使い途が十分に地域住民に周知できていません。
■歳末たすけあい募金（訪問金含む）	様々な形で募金運動を展開し、募金を通じて福祉に参加する意識を育むとともに、募金をひとり暮らしの高齢者等があたりかたがた正月を迎えられるための支援の財源として活用します。	<ul style="list-style-type: none"> 歳末たすけあい募金は12/1～12/31までの期間で実施しており、令和元年度からは戸別募金のみを行っています。 募金運動の一環として実施していた「歳末たすけあい展示入札販売会」は、篤志家の高齢化、陶芸品等の愛好家の減少から売り上げの減少が著しい状況となったことと、歳末たすけあい訪問対象者の見直しを行ったことにより平成30年度で終了しました。 歳末たすけあい訪問対象者は、平成29年度から高齢者と障害者への一律の訪問金配分から、近年の福祉課題を加味し、申請方式で準要保護児童世帯や生活困窮世帯を新たに追加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減や高齢化等により、募金額が減少傾向にあります。
■ボランティア入門講座	ボランティアの心構え等に関する講座を実施し、ボランティア意識の啓発・福祉意識の醸成を図ります。中学・高校・企業・団体など、様々な対象に応じた出前型の講座の実施について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校のちょボラ運動に合わせて、ボランティアの心得や車いす操作、高齢者疑似体験などの実技を取り入れ福祉意識の醸成のために出前の福祉教室を実施し、平成27年度には実施校が4校でしたが令和元年度には9校となり年々増加してきました。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学、高校、企業、団体など様々な対象に応じた出前型の講座は実施できませんでした。

事業名	概要	現状	課題
■ボランティア専門講座	傾聴や災害、まちづくりなど、市民の生活課題に対応した、より専門的なボランティア講座を開催し、ボランティアの活動支援や資質・技術の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ■手話講座（市受託事業） <ul style="list-style-type: none"> ・新見市からの事業を受託し、入門課程から手話通訳者養成の前段階までの課程を3年間を一つの単位として継続して実施しており、受講生が少ないながらも、より専門性の高い手話通訳者を目指す人材を育成できています。 ■傾聴ボランティア養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27～29年度に傾聴ボランティア養成講座を実施し傾聴ボランティアを養成しています。 ■災害ボランティア講座 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年に災害に強い地域づくり講座を3回コースで実施予定でありましたが、令和元年9月集中豪雨災害のため第1回の基礎編（講演・実践報告会）のみの実施となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者を目指す人材が少ない状況にあります。 ・養成講座終了者のうち、傾聴ボランティアの登録者が少ない状況があります。 ・傾聴ボランティアの派遣ができるように、傾聴ボランティアの確保と質の向上が必要です。 ・災害ボランティアの養成が不十分な状況があります。 ・災害時に直ちに活動してもらえるように、ボランティアの登録を行うことが必要です。
■夏のボランティア体験	夏休み中の中高生を対象に、市内福祉施設においてボランティア活動の機会を提供するとともに、研修会で福祉に関する学びの場を設けることで、福祉・ボランティア意識の醸成や自己有用感の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・約30施設の協力のもと、約100名の中高生が参加しています。 ・平成30年度から参加しやすいように支所管内ごとに事前研修会を実施しています。 ・平成29年度から受入施設と学校を対象にボラマネカフェを実施し、ボランティア活動プログラムの充実と連携強化を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動施設について児童施設へ希望が集中しています。 ・参加者の福祉学習が充実するような事前・事後研修会のプログラムの充実が必要です。
■ちょボラ推進事業（ちょボラ運動）	夏休み中の小学生に、自分にもできるボランティア活動について考え、取り組む機会を提供することで、学童期からのボランティア意識の醸成や自己有用感の高揚を図ります。保護者の方にも関わっていただくことで、親子でボランティアについて考える機会を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度には10校での実施でしたが、令和元年度には市内全小学校である17校での実施ができました。 ・保護者と一緒に取り組めるよう、活動内容を記した文書を保護者宛に配布するとともに、取組についての保護者の感想の欄を設け、親子がボランティア活動について話をする機会を提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の取組に対する意識の差が見られます。
■ボランティア活動参加促進事業（ふれあいボランティア登録）	ボランティアをしたい方を登録し、してほしい施設・団体等に紹介を行います。登録者の活動を支援するとともに、気軽にできるボランティアや生活支援型ボランティアの研究を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関心がある方に、希望する活動内容や興味のあることを登録していただき、依頼時に活動調整を行いました。（託児、傾聴、災害ボランティア等）（令和元年度の登録者は19名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズもボランティア登録者も少なく、登録制度の機能が十分に果たせていません。 ・託児ボランティアは一時保育やファミリーサポート事業、学校支援ボランティアが託児のニーズに対応しており、依頼が減っています。 ・傾聴ボランティア派遣の必要性がある方はいますが、活動できる範囲に登録ボランティアがいないなど調整が難しいケースがあります。
■傾聴ボランティア活動	聴き上手な「傾聴ボランティア」を養成し、ひとり暮らし高齢者の方等、話し相手を希望する方に紹介することで、孤独や不安の解消を図ります。希望者等のニーズ調査と、登録スタッフの活動支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴ボランティア養成講座を修了した10名が登録し、うち4名を希望者宅へ派遣する等の活動支援を行っています。（平成30年度未実績） 	

2. とともに支えあおう

事業名	概要	現状	課題
■ふれあいいきいきサロン (市受託事業)	介護予防、地域住民のふれあい・支えあいを促進するとともに、世話人の人材養成や、相談や情報提供ができる体制づくりを進め、誰もが参加しやすい交流の場づくりを目指します。 平成28年度に障害者(児)とその家族、子育て中の親子などの「ふれあいの場づくり」を目的に、当事者同士の交流や、孤立感・不安感の解消を図る取組として新設し、互いに助けあう福祉のコミュニティづくりを目指します。	■ふれあいいきいきサロン(市受託事業) ・実施サロンは86サロンであり、原則歩いて行ける所で実施しています。 ・参加者1人につき100円助成金を拠出しています。(社協単独事業) ・新規立ち上げサロンを対象に、活動拠点整備のため助成金を拠出しています。 ・代表者の情報交換の場を年1回実施しています。 ・介護予防として、げんき広場にいみの指導のもと、出前体操教室を年35地区で実施しています。	・代表者の高齢化や負担感が大きく、休止となるサロンがあります。 ・市の中心部等、集会所等がない地区もありサロン活動の推進が難しい状況があります。
		■ひだまりサロン【新規】 ・障がい者及びその家族のサロンを3か所で実施しています。 ・子育て中の親子などのサロンは現在実施していません。	・障がい者当事者等の高齢化により参加人数が減り活動継続が難しい状況があります。 ・ひだまりサロン当事者の高齢化により参加人数が減り活動継続が難しい状況があります。 ・子育て中の親子などのサロンが実施できていません。
■子育て支援事業	関係機関・団体と連携・協働し、子育ての支援のネットワークづくりを進めます。また、地区社協や団体等と連携し、子ども大人も共に育ち、育て合う(共育)子育て支援活動を進めます。	■子ども交流会 ・大佐地区(年2回)、哲多地区(年1回)で実施。未就学児、小学生を対象に、地域の子育てボランティアが中心となり企画・運営を行っています。 ・長期休業中に学童保育を利用しない子ども達の交流の場になっています。 ・地域の子どもたちの異年齢の交流の場になっています。 ■子どもがつなぐ地域の和事業 ・地区社会福祉協議会等が主体となり、子育てに関する講座の実施や多世代交流事業を通して、地域ぐるみの子育ての機運醸成とつながりづくりを目的とし、平成28年度(熊野地区)、平成29年度(井倉地区)、平成30年度(八鳥・大野部地区)で実施しました。 ■託児支援 ・親が安心して活動できるように託児ボランティアを紹介しています。 ■にいみ子育てカレッジとの連携 ・他団体との連携や地域ぐるみでの子育て支援を推進するために、にいみ子育てカレッジ事務局会議等に参画し情報交換を行っています。	■子ども交流会 ・学童保育や認定こども園の充実により長期休業中の子どもの居場所づくりや、公民館事業等様々な交流事業が実施されていない状況です。 ■子どもがつなぐ地域の和事業 ・地域での子育て支援の機運を高める事業となっていますが、新たに取り組む地域の開拓ができていません。 ■託児支援 ・子育て支援制度(一時保育・ファミリーサポート事業等)の利用が広がりや、低年齢児の保育所利用が進みニーズが減少しています。
■福祉委員設置・活動支援	地域の見守り役である福祉委員を設置し、活動支援を行うとともに、市民への周知を図ります。	■福祉委員の設置 ・市内854名の福祉委員に委嘱状を交付し、地域の見守りを推進しています。(令和元年度実績) ■福祉連絡会 ・福祉委員と民生委員の情報共有の場として、福祉連絡会を年2回程度実施しています。 ・福祉連絡会を定期的に開催している地区では、地域の福祉課題を情報共有することで、福祉への関心が高まっています。	・高齢化、人口減少による担い手不足が深刻であり、輪番制や地区総代との兼務などで継続した活動が困難な状況です。 ・活動が曖昧なところがあり、地域住民に意義、役割が浸透していない地区があります。
■「あんしんカード」の普及・推進	高齢者等の緊急時に対応できるあんしんカードの周知を進めるとともに、福祉委員や民生委員との連携を強化し、新規対象者の把握や、配布先の情報共有を進めます。	・高齢者等の緊急時に対応するために、あんしんカードを作成し、地区社協等において見守り活動の推進に役立てています。	・地区社協であんしんカードを通じた見守り活動を強化している地区や、民生委員のみで随時配布している地区など、各地区での取組内容が異なるため、統一的な推進が難しい状況にあります。

事業名	概要	現状	課題
■地域福祉研修会	地区社協や関係団体等が連携協働し、地域での見守り支えあい活動などの意識を高めるための研修会の開催を支援実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題に基づき研修会を行います。 平成 28 年度 井倉、草間、大佐、哲多 平成 29 年度 草間、大佐、哲西 平成 30 年度 唐松、草間、大佐 令和 元 年度 草間、大佐 (実施予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉についての研修は、様々な形で実施されているため、新規に取り組む地区等がない状況です。
■移動支援 障害者移動支援 (市委託事業)	障がい者等の外出支援を目的とした福祉車輛の貸出や外出ボランティアの活動を支援します。市と連携して、移動支援の研究に取り組むとともに、他地域での取組について、地域団体・住民への情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障害や支援が必要な方に福祉車両を貸し出しました。(市委託事業) 地区社協やボランティア団体等の移動支援活動時に、車両貸出を行いました。(新見市福祉ボランティアの会、豊永福祉ネットワーク、刑部地域振興協議会) 29 年度には神郷地域の公共交通空白地 (14 地区) を対象にアンケート (回答者 100 人) によるニーズ・実態調査を行い、報告書を作成しましたが、社協としての実施は見送ることとしました。 送迎サービス研修会の実施 移動支援の取組 <ul style="list-style-type: none"> *新見市福祉ボランティアの会:買い物ツアー *熊野地区:助け合い事業 *豊永地区:買い物ツアー 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者の中には、移動や買い物に困る方が多くなっていますが、法令による制限や担い手不足により、移動支援サービスの実施が困難な状況があります。
■独居高齢者宅等 訪問事業 (市委託事業)	ひとり暮らし高齢者への訪問により安否確認を行います。住民が主体となり、より多くの目で見守り活動ができるよう、福祉委員や民生委員・各種団体と連携し見守り活動を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 80 歳以上のひとり暮らしであって介護サービス等利用のない方を対象に、各地区の民生委員児童委員、福祉委員、地区社協等が月 1 回約 470 人の独居高齢者に対し訪問を行っています。 困りごとなどがあったケースについてはその都度関係機関へのつなぎを行い、他機関と連携し対応しています。 定期的に訪問し見守りを行うことで、生活上の困りごとを早期に相談できる機会を作り、ひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和や孤立防止につながっています。 民生委員、福祉委員などが連携し日頃の見守り活動として訪問活動に携わっていただくことで見守り支え合う地域づくりにつながっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度途中で配偶者が亡くなり一人暮らしになった場合や、介護保険サービスの利用を開始した場合など情報把握が難しい状況にあります。 対象者が多く訪問者 1 人の負担が大きい地区もあり、地区社協等と連携した見守り活動の必要性があります。
■友愛訪問	福祉委員や民生委員、各種団体の協力のもと市内対象者宅へ友愛訪問を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 75 歳以上のひとり暮らし高齢者、80 歳以上の高齢者のみの世帯の対象者に対し、各地区 (28 地区) ごとに、年 3 回の友愛訪問活動を行いました。 年 1 回事業説明会及び研修会を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が多い地域や配布物が弁当の場合、配送時間が限られるため、訪問の時間が十分とれない状況があります。
■地域包括ケアシステム・小地域 ケア会議	ニーズを把握する仕組みや見守り・支えあいの仕組みづくりを行い、よりよい地域ケアシステムの構築に向けた研究を進めます。また、地域課題を住民と専門職が一緒になって検討し、解決につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に各地区で小地域ケア会議の説明会を行い、現在 32 地区で実施しています。 住民向け・専門職向けの研修会を毎年実施しています。 平成 27 年度から各地区の地域情報シートを作成し、地域の状況を把握し、毎年更新しています。 地区担当職員で各地区の地域支援の目標設定と評価を毎年行っています。 新見市地域包括支援センター・福祉課・健康づくり課・総合政策課、社協担当でコアメンバー会議を 2 か月に 1 回程度行い、推進方法の検討や研修会を企画し、連携強化を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 全地区で小地域ケア会議が実施できていません。 地域課題解決のための具体的な協議まで至っていない地区があります。

事業名	概要	現状	課題
<p>■地区社会福祉協議会活動充実</p>	<p>小地域ケア会議と連携し、地域の福祉課題や、生活を支える助けあい活動の推進ができるよう地区社協の組織づくりと組織の強化・充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協推進計画を39地区で作成し、地区担当職員が地域福祉活動推進の支援をしています。 ・地域福祉活動助成金を地区社協へ支給しています。 ・平成30年度に地域福祉活動ガイドブックを作成し、地域福祉活動の充実に向けての取組を行いました。 ・小地域福祉活動計画書の策定支援を3地区（上市、熊野、唐松）で行いました。 ・平成30年度から地区社協情報交換会を実施し地区社協の活動充実を図りました。 ・平成30年度から地域運営組織を設立する地区においては、地区社協機能の統合を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協数が多く、均一的に支援することが困難な状況です。 ・小地域ケア会議で把握した地域福祉課題等に基づいた活動が十分ではない地区があります。 ・地区社協機能が地域運営組織に統合する地区があるため、地域福祉活動助成金の見直しが必要です。

3. 福祉環境の充実を図ろう

事業名	概要	現状	課題
■法律相談・心配ごと相談事業	市民が抱える心配ごと等を気軽に相談できるよう、日常的な「心配ごと相談」(民生委員等)及び専門的な「法律相談」(弁護士)を定期的に開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ■法律相談(市受託事業) <ul style="list-style-type: none"> 市民が気軽に弁護士へ無料相談出来る機会として月1回市の合同相談と同時開催しています。 ■心配ごと相談 <ul style="list-style-type: none"> 市民の日常生活のあらゆる不安や悩みごとの相談窓口として本所で月2回、各支所で月1回または隔月で定期的実施しており、本所の相談員は各地区民生委員協議会の会長、支所は各地区の民生委員が担当しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 長年告知放送や社協だより等を活用し市民に開催日時を周知していますが、本所、支所とも相談がない月があります。 相談内容が複雑かつ多様化しており他機関との連携支援が必要な相談が多くなっています。
■よろず相談事業	子どもから高齢者までいつでも相談できるよう電話やメールあるいは訪問による相談を検討し、相談環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業における生活相談支援センターの実績に含みます。 	
■なんでも相談会 【新規】	市民が抱える多様で複雑な問題に対し、市内外の法律、福祉、介護等の専門職が無料で相談に応じる相談会を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から新見市と共催で実施し、平成30年度からは年2回定期的に開催しており複数の専門職が無料で相談に応じ、問題解決に向け情報提供や関連制度へつないでいます。 継続的な支援が必要な相談者に対しては支援機関へつなぎ連携支援に努めています。 市内外の専門職同士のネットワークにより相談員の協力体制の充実が図られています。 	
■家族介護者の集い・くつろぎの家	在宅介護者同士の交流の場を目的に、意見交換や、心身のリフレッシュを図ります。また、家庭で介護を受けている方の一時預かりも同時に行い、参加しやすい体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> 年に3回定期的に実施しています。 介護者同士の情報交換やレクリエーション、情報提供や介護相談を通じて、介護の新しい知識の習得や参加者のリフレッシュにつながっています。 要介護者を介護する場の提供により介護者も安心して参加出来ています。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協だよりやチラシ等で広報していますが、参加者は社協が行う介護サービス利用者の家族が殆どであり、それ以外の方の参加につながっていない状況があります。
■日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方の日常生活に必要な手続きや金銭管理を行い地域で安心して生活が送れるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や障がいがある方など判断能力が不十分な方々が地域で安心して自立した生活が送れるよう関係機関等と連携し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行っています。 生活支援員の活動を通して利用者や事業に対する地域住民への理解を深めています。 判断能力が低下した高齢者の利用者については、成年後見制度へ移行し能力に応じた適正な制度利用につなげています。 	<ul style="list-style-type: none"> 以前は認知症高齢者の利用が多ありましたが、近年は障がいがある若年層の在宅生活者で地域との関係も希薄で複雑かつ対応困難な問題を抱えている利用者が増加しており、他機関や地域住民との連携支援が今まで以上に必要になっています。 利用者が市内各地に広がっており、新たな生活支援員の確保が必要となっています。
■生活福祉資金貸付事業	低所得者・障がい者世帯等へ資金の貸し付けを行い安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談支援センターの開設や緊急支援事業の実施により相談件数は減少傾向にあります。 相談者は慢性的な生活困窮状態にあり生活の立て直しを図るうえで資金貸付が有効な支援にはなり難い状況があり、他機関との連携支援や他制度につなぐ等の相談援助を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談はありますが貸付の対象になるケースが近年見受けられません。

事業名	概要	現状	課題
■生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業・家計改善支援事業) (市受託事業) よらず相談含む	経済的困窮やひきこもり、孤立・虐待など深刻な地域の生活課題を地域住民や関係機関と連携しながら解決できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談支援センターの開設により、経済的困窮やひきこもり等あらゆる相談の総合窓口として機能しています。 収入や生活費に関する相談者が多く複合的な問題を抱えており早期の問題解決は困難で継続的かつ長期的な伴走支援に努めています。 緊急的な食料給付や金銭的な支援が必要な世帯が増加傾向にあり、フードドライブ事業の実施等により食料給付等を行っています。 市内の支援機関の実務者を対象として実務者連絡会議を開催し、情報交換や事例検討により生活困窮者の抱える問題について共通理解し、支援方法についての検討を行っています。 民生委員の協力を得てひきこもりに関する実態調査や地域住民や支援者への理解を深めるため「支えあいの地域づくり研修会」の開催や特別会員・賛助会員に向けた中間的就労に関するアンケートを実施し実態把握と意識啓発に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談の多くは複合的に絡み合った問題が多いことから早期解決に至るケースが少なく就労にも結びつき難い状況があります。 複雑な問題を抱えた方が就労できるような就業先の情報を十分に把握できていない状況があります。 複合的な問題を抱え、借金や市税の滞納等により慢性的な困窮状態に陥った方が殆どであり、その当事者が問題を認識していないため家計改善支援事業の利用につながらない状況があります。
■介護予防・生活支援サービス事業 (第1層・第2層生活支援コーディネーター) (市受託事業)	生活支援サービスや在宅福祉サービスを研究するとともに、高齢者や障がいのある方が安心して在宅生活を送られるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の把握と整理をするために「にいみ暮らしを支えるサービス一覧表」の作成を行いました。 小地域ケア会議(第2層協議体)を32地区で実施しています。 小地域ケア会議や福祉連絡会などで地域のニーズを把握し、支え合い活動の創出支援を行いました。 *豊永地区「買い物ツアー」 *熊野地区「助け合い事業」 *上市地区「お話訪問活動」 *哲多蚊家地区「スコップ隊」等 関係者とのネットワーク化(第1層協議体への参画) 各種研修会の実施 支え合い活動の基盤となる新見市版地域共生社会地域運営組織の立ち上げ支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の助け合い意識やお互い様意識の醸成が必要です。 小地域ケア会議で把握した福祉課題が、地区社協の福祉活動と結びついていない地域もあります。
■高齢者等生活応援事業		<ul style="list-style-type: none"> 公的なサービスの充実により利用者は減少していますが、制度の狭間のニーズに対応できる在宅サービスとしてニーズに応じ支援しています。 	
■情報発信事業	社協だよりやホームページなどで福祉に関する情報発信を行うとともに、読みやすく見やすい構成に努めます。さらに市民の意見や要望を反映できる仕組みづくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 社協だより：年6回奇数月に全戸配布 HP：事業実施に関する情報提供 各種研修会や福祉連絡会等：事業や制度に関してチラシやパンフレットの作成、配布をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのトップページや事業紹介の更新が十分にできていない現状があります。 情報発信の手段としてSNSの活用について検討が必要です。
■法人後見・権利擁護推進事業 (市受託事業) 【新規】	認知症や障がい等により判断能力が不十分になった方の権利擁護を図るとともに、成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度ニーズの増加や日常生活自立支援事業からのスムーズな移行のため平成30年7月に法人後見運営委員会を発足し、平成31年1月に法人後見事業を立ち上げました。令和元年6月には成年後見相談センターを設置し地域住民や支援者の成年後見制度等に関する相談窓口として機能しています。 権利擁護推進大会やサロン等への聞き取りアンケートを通じて成年後見制度や権利擁護の普及啓発に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の増加、家族関係の希薄化や支援力の低下が見られ、今後成年後見制度を必要とする方は増えることが見込まれます。制度の理解や利用促進が十分とは言えず、あらゆる場での普及啓発が必要です。
■地域における公益的取組の促進 【新規】	市内の社会福祉法人のネットワーク化を図り、地域の福祉ニーズに応じた公益的取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 公益的取組検討会、情報交換会を経て令和元年7月に社会福祉法人連絡協議会を設立し、制度の狭間にある福祉ニーズへの対応や災害時の支援等の支援体制を構築し人的支援等の協力を得ました。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生により、当初計画していた生活困窮者への支援や、避難場所の提供などについて十分な協議ができていない状況にあります。

資料3 第3次新見市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域住民がお互いに助けあい、協力して地域の社会福祉の増進を図るために、第3次新見市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、第3次新見市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 委員会の委員は20名以内で組織し、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他本会会長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(連携)

第7条 策定にあたり、新見市及び関係各課との連携に努め、新見市地域福祉計画との整合性を十分図るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

資料4 第3次新見市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	団体名	役職	氏名	備考
1	新見市議会文教福祉常任委員会	委員長	杉本 美智子	
2	新見公立大学健康科学部地域福祉学科	教授	山本 浩史	副委員長
3	一般社団法人新見医師会	会長	太田 隆正	委員長
4	社会福祉法人哲西福祉会 介護老人福祉施設哲西荘	施設長	藤村 晃	
5	社会福祉法人恵愛会 おおさ苑グループホーム	管理者	山形 昌之	
6	岡山県健康の森学園	副学園長	加藤 君子	
7	特定非営利活動法人 ハートフル・あしん	理事長	福澤 一義	
8	新見市障害者自立支援協議会	会長	前原 幸治	
9	新見市民生委員児童委員協議会	会長	森田 寿	
10	熊野の将来を考える会			
11	新見市愛育委員会	会長	平田 国子	
12	新見市社会福祉協議会	副会長	小村 幸男	
13	新見市PTA連合会	会長	西川 康裕	
14	新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委員長	谷村 悦子	
15	田治部地域振興福祉協議会	会長	安立 由輝	
16	岡山県備中県民局健康福祉部新見地域保健課	課長	前原 幹子	
17	新見市総務部	部長	上山 晋	
18	新見市福祉部	部長	林 裕司	

資料5 第3次新見市地域福祉活動計画策定経過

実施日	会議・その他	概要
令和元年 5月	推進チーム会議	◇新見市地域福祉計画との連携について検討 ◇計画策定方法について検討
6月	推進チーム会議	◇計画策定方法について検討 ◇活動目標の確認及び事業について検討
7月	推進チーム会議	◇アンケートの内容について協議
8月27日	第1回策定委員会	◇委員長・副委員長の選任について ◇活動計画の概要について ◇アンケート・ワークショップの実施について
10月	地域福祉計画策定に関する意識調査	◇アンケート実施(新見市) 対象者 20歳以上の市民
11月 ~12月	作業部会	◇基本目標に基づく現状と課題・取組の方向性について検討
11月	推進チーム会議	◇地域福祉計画の進捗状況の確認 ◇計画策定方法について確認
12月2日	小地域ケア会議全体会	◇ワークショップ実施
令和2年 1月	地域福祉計画策定に関する意識調査	◇アンケート実施(新見市) 対象 地域福祉に関わる団体の代表者
1月	作業部会 推進チーム会議	◇基本目標に基づく現状と課題・取組の方向性についての素案を検討
1月30日	第2回策定委員会	◇第2次計画の評価 ◇第3次計画骨子(案)について検討
2月	推進チーム会議	◇第3次計画素案作成
3月2日	第3回策定委員会	◇第3次計画素案について検討
3月6日 ~3月25日	パブリックコメント	◇第3次新見市地域福祉活動計画(案)について意見聴取
3月	理事会 評議員会	◇第3次新見市地域福祉活動計画(案)について

資料6 用語解説

	単 語	意 味
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない方に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。
	NPO	「non profit organization」の略称で、民間非営利組織のこと。特定テーマについて、市民主体の自主的で自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。法人だけでなく任意団体も含んだ概念。 なお、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁から認証を受け、設立された法人。
か 行	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等の代わりに代理人が権利を表明することなどにより、(そういった方々の) 権利を守ること。
	社会的孤立	家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。
	受援力	支援や救済を受け入れること。特に、被災した地域の自治体や住民が、他地域からの援助を受け入れること。
	小地域ケア会議	身近な暮らしの圏域において、一人の困りごとを地域の問題として捉え、住民と専門職が一緒になって話し合い、支え合いの取組を考えていく協議の場。
	制度の狭間の課題	何らかの支援が必要な状態にも関わらず、公的なサービス等の対象基準を満たしておらず、適切な支援が受けられない人がいること。
	成年後見制度	知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者等、判断能力が不十分で、自分自身の権利を守ることができない者の財産管理等を支援する制度。
	成年後見人	後見人による保護・監督・支援が必要と判断される者につく後見人。成年後見制度に基づき家庭裁判所によって選任される。
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

	単 語	意 味
	生活支援 コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（調整）機能を果たす者。
た 行	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地区社会福祉協議会	地域の福祉課題に対して、その地域で暮らす人々の地域の「つながり」を活かしながら取り組む住民主体の組織。町内会・自治会、民生・児童委員、他の活動団体等、その地域に関わるメンバーで構成される。
	地域における公益的な 取組	高い公益性をもった社会福祉法人が、地域の生活課題や住民の困りごとを解決する仕組みを創る取組。
	中間的就労	心身の不調や長期のブランクなどによる“働きづらさ”を抱え、すぐに就労することが難しい方に、本格的な就労へのステップとして、短期間の軽作業など可能な形で働ける場を提供しながら自立を支援すること。
な 行	新見市生活相談 支援センター	経済的な理由による生活困窮や地域での孤立など、あらゆる生活課題への相談に応じ、相談者に寄り添いながら支援を行う機関。新見市より委託を受け社協が運営。
	新見市成年後見 相談センター	高齢者や障害者の方等で、日常生活において支援が必要な状態にもかかわらず、環境上の問題や経済的な理由等により十分な支援が受けられていない方などに対して、成年後見制度等、適切な権利擁護の支援が行われるよう各種相談に応じる機関。新見市より委託を受け社協が運営。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝い、預金通帳等の預かりを行う事業。

	単 語	意 味
は 行	福祉委員	地域の高齢者や障がい者世帯等の見守り活動や声かけ、気になることがあった時に民生委員・児童委員や関係機関へ連絡するなど、地域の福祉課題（困りごと）を早期発見する「地域のアンテナ役」。各地区から選出された福祉委員を社協会長が委嘱する。
	福祉連絡会	福祉委員や民生委員・児童委員、地区社協関係者などが情報交換及び地域の福祉課題について共有することにより、相互の連携を図る場。
	フードドライブ	家庭や事業所などで眠っている食料品等を寄付により募り、生活に困窮している方に必要な食品等は無償で提供する取組。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ま 行	民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。 民生委員・児童委員のうち、妊産婦や児童に特化して支援活動を行う人を主任児童委員という。

第3次新見市地域福祉活動計画

編集・発行 社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

〒718-0016

岡山県新見市金谷 640-1

TEL 0867-72-7306

FAX 0867-71-2088

<http://www.shakyo-niimi.jp>

令和2年6月



社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

〒718-0016 岡山県新見市金谷640-1
(新見市地域福祉センター内)
TEL:0867-72-7306 FAX:0867-71-2088
<http://www.shakyo-niimi.jp>

大佐支所

〒719-3503 新見市大佐小阪部1469-1
(おおさ総合センター内)
TEL:0867-98-3119

神郷支所

〒719-3611 新見市神郷下神代3946
(神郷地域福祉センター内)
TEL:0867-92-6677

哲多支所

〒718-0303 新見市哲多町本郷246-4
(新見市役所哲多支局内)
TEL:0867-96-3111

哲西支所

〒719-3701 新見市哲西町矢田3604
(きらめき広場・哲西内)
TEL:0867-94-3333